

議 事 日 程 (第2号)

令和2年6月16日(火) 午前10時開議

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | | 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙 |
| 日程第2 | 議案第42号 | 湖西市税条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第3 | 議案第43号 | 湖西市都市計画税条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第4 | 議案第44号 | 湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第5 | 議案第45号 | 湖西市手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第6 | 議案第46号 | 湖西市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第7 | 議案第47号 | 市道の路線の変更について |
| 日程第8 | 議案第48号 | 令和2年度湖西市一般会計補正予算(第4号) |
| 日程第9 | 議案第49号 | 令和2年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第10 | 議案第50号 | 令和2年度湖西市公共下水道事業会計補正予算(第1号) |
| 日程第11 | 議案第51号 | 令和2年度湖西市水道事業会計補正予算(第1号) |
| 日程第12 | 議案第52号 | 湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第13 | 議案第53号 | 湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第14 | 議案第54号 | 令和2年度浜名湖西岸土地地区画整理事業に係る河川付替工事(5工区)の契約締結について |
| 日程第15 | 議案第55号 | 令和2年度湖西市一般会計補正予算(第5号) |

- 本日の会議に付した事件……………議事日程に掲げた事件と同じ
- 出席及び欠席議員……………出席表のとおり
- 説明のため出席した者……………出席表のとおり
- 職務のため議場に出席した事務局職員……………出席表のとおり

午前10時00分 開議

○議長（加藤弘己） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日は傍聴席へ報道機関が入っております。なお、撮影を許可した者には許可証を交付しておりますので御報告いたします。

○議長（加藤弘己） 続いて、事務局長から報告事項を申し上げます。

〔議会事務局長 松本和彦登壇〕

○議会事務局長（松本和彦） 表彰について申し上げます。去る5月27日、神谷里枝議員、馬場 衛議員が市議会議員を15年務められたことにより、全国市議会議長会から表彰を受けられましたので、御報告をいたします。

ただいまからその伝達式を行います。

神谷議員、馬場議員、恐れ入りますが質問席の前までお進みください。

〔議長 伝達〕

○議会事務局長（松本和彦） おめでとうございます。席にお戻りください。

続きまして、議案書の受理について申し上げます。本日、市長から条例の一部改正1件、契約締結1件、令和2年度補正予算1件、議会運営委員長から条例の一部改正1件の追加議案が提出されました。以上で報告を終わります。

○議長（加藤弘己） 報告は終わりました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

○議長（加藤弘己） 日程第1 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

静岡県後期高齢者医療広域連合議会につきましては、広域連合規約第7条第2項の規定により、市議会議員から6人を選出することになっております。

このたび、市議会議員区分から選出すべき議員のうち3人が欠員となり、その補充のため候補者を募ったところ、市議会議員区分から選出すべき議員に

おいて候補者が4人となり、選挙すべき人数を超えましたので、投票による選挙が行われるものです。

この選挙は、広域連合規約第8条第4項の規定により、全ての市議会における得票総数により当選人を決定することになりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行えません。

そこでお諮りいたします。選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを広域連合会に報告することとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

選挙は投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（加藤弘己） ただいまの出席議員は18人です。

投票用紙を職員から配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（加藤弘己） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（加藤弘己） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。候補者はお手元に配付した候補者一覧表のとおりです。また、投票は単記無記名です。投票用紙に候補者の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

それでは投票用紙に候補者名の記入をお願いいたします。

ただいまから投票を行います。

事務局長に点呼を命じます。

〔議会事務局長 氏名点呼→投票〕

○議長（加藤弘己） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 投票漏れなしと認め、議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（加藤弘己） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に7番 土屋和幸君、8番 高柳達弥君を指名いたします。

立会人の方は書記席までお進み願います。

では、開票を始めてください。

〔開 票〕

○議長（加藤弘己） 立会人の方、御協力ありがとうございました。

選挙の結果を報告いたします。報告は届出順に行います。

投票総数が18票。

有効投票17票、無効投票1票。

有効投票のうち、土屋秀明君1票、佐山 正君ゼロ票。渋谷英彦君14票、高木理文君2票。

以上のとおりです。

○議長（加藤弘己） 日程第2 議案第42号 湖西市税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。初めに、17番 神谷里枝さんの発言を許します。17番 神谷里枝さん。

〔17番 神谷里枝登壇〕

○17番（神谷里枝） 17番 神谷里枝。議案第42号湖西市税条例の一部を改正する条例制定について、質疑通告書に従いまして質疑を行います。

まず最初に、国税の連結納税制度の見直しに伴う法人市民税の申告納付等の変更による市税への影響があるかどうか、お伺いいたします。

○議長（加藤弘己） 総務部長。

〔総務部長 山本一敏登壇〕

○総務部長（山本一敏） お答えいたします。

今回の改正で、国税については連結納税制度から個別納税制度へと移行しますが、地方税におきましては従来から連結納税制度は採用しておりません。個別納税制度となって行っております。ということ

で、税額には何ら変わるものではございません。

ただし、法人市民税の課税標準額の算定に当たって、今までは連結法人グループの場合、親法人がグループ全体の課税標準額を算定した後、各子法人の個別の課税標準額を算定するという、いわゆる親の関与がありました。今回の改正後は、各子法人がそれぞれの所得金額を基に課税標準額を算定するようになります。

今申し上げましたとおり、算定手順は若干変更となりますが、改正前も改正後も、子法人の所得金額を基に課税標準額を算定することに変更はございませんので、法人市民税の税収に影響はございません。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） ただいまの御答弁で、私はちょっと、税収が増えるのかなと思って期待はしたんですけども、御説明で地方税はもともとそういった対応してなかったということで理解できました。ありがとうございます。

では、2番目の質問に移ります。

固定資産税の軽減措置における、令和2年2月から10月までの任意の3か月間の売上高とありますが、任意の解釈についてお伺いいたします。

○議長（加藤弘己） 総務部長。

○総務部長（山本一敏） お答えします。

任意の3か月間とは、令和2年の2月から10月までのうち、連続する3か月間が対象となります。前年の同期間と売上高を比較する3か月間の時期の特定につきましては、各中小事業者が税務課へ申告するに当たり、税理士や公認会計士等の認定経営革新等支援機関の認定書が必要となります。こうしたことから、各中小事業者ごとの3か月間の時期は異なると想定をされます。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 要するに、申告するに当たっては認定書が必要になるので、各事業所によって違うので、その事業所が9か月間の間ですか、その中の連続した3か月間で前年の同期間と比較してこの制度が対応される、そういうことでよろしいですか。

○議長（加藤弘己） 総務部長。

○総務部長（山本一敏） そのとおりであります。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 分かりました。ありがとうございます。

では次、3番目の質問に移ります。

固定資産税の課税標準の特例措置の拡充における認定先端設備等導入計画に位置付けられております内容をお伺いいたします。

○議長（加藤弘己） 総務部長。

○総務部長（山本一敏） お答えします。

まず、現行の制度であります。認定先端設備等導入計画の位置付けにつきまして、旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上する先端設備である機械や装置、器具及び備品、工具、建物附属設備等が対象の資産となります。今回、それに加え追加措置といたしまして、取得金額の合計が300万円以上の先端設備とともに導入される事業用家屋と、旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上する構築物を対象資産として追加するものでございます。

認定設備に関しましてちょっと御説明いたしますが、税の仕方なんです。生産性向上特別措置法に基づく認定先端設備等導入計画の認定につきましては、中小事業者が策定をして、市でいきますと産業振興課のほうへ申請書を提出いただきます。それを基に市が認定したものが認定先端設備等導入計画となります。固定資産税の課税標準の特例措置を受けるに当たっては、中小事業者が、今申しましたとおり該当資産が記載された認定通知を償却資産申告書へ添付して税務課へ提出をしていただきます。それを踏まえまして、確認の上、この特例を適用しているというのが現状であります。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） すみません、生産性向上の関係で、今回この制度が取り入れられてくるということで分かりましたけども、まず、そもそも今回この認定先端設備等導入計画で支援を受けたいよということについては、まず市のほうが国から導入促進基本計画の同意を得てないといけないと思うんですけども、まず湖西市は、国から導入促進基本計画の同意を得ているということでもよろしいでしょうか。

○議長（加藤弘己） 総務部長。

○総務部長（山本一敏） そのとおりであります。認定を受けております。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） では、まずその導入計画の中で湖西市は地域とか業種とございますか、そういったものの制限は設けてないですか。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

○産業部長（山本信治） お答えいたします。

導入促進基本計画の中では、その地域としまして対象地域を湖西市市域全域としております。また、対象とする事業業種につきましては、全ての事業を対象とするという形で基本計画のほう定めております。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） そうしますと、湖西市の中で事業をやられている方は、どなたも対象になっていくということだと思います。

先ほどの総務部長の答弁で、まず、認定先端設備等導入計画を事業者さんがまず産業振興課に提出しないといけない。ですから、もう既にまずこの基本計画で事業を対応している。今回さらに事業家屋とかそういったもので支援を受けようとする、申請者の方は新たにまた認定計画書を提出しないといけないんですか。全く違うものという解釈になって、もう一度書類を提出し直す必要があるということですか。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

○産業部長（山本信治） 先端設備導入計画の中に、基本的、先に申請をさせてもらったものから変更がされた場合という扱いの取決めがございますので、事業の中身が変わっているのであれば、またその時点で変更計画書というものを提出していただくような形になります。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 変更計画書の提出が必要となるということ。

課税対象になるには、事業家屋とか構築物というのは、決められた期限まででないといけないと思うんですけども、その辺、お伺いします。

○議長（加藤弘己） 総務部長。

○総務部長（山本一敏） お答えします。

償却資産の提出は税務課のほうでしていただくわけなんですけど、それが年明け1月の初めから1月31日の1か月間が提出期間となっておりますので、その間に提出をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） すみません。今メモしようせなかつたんですが、令和3年1月までに書類の提出をすればいいということですか。

○議長（加藤弘己） 総務部長。

○総務部長（山本一敏） 令和3年1月31日までとなっております。1月31日です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 書類を出して、では実際の構築物とか家屋というのは、その後にあってはいけないですね。その前に造っておいて、1月31日までに書類を出すということでよろしいのでしょうか。

○議長（加藤弘己） 総務部長。

○総務部長（山本一敏） 現状、償却資産が、いろいろあるかと思うんですけど、先端設備となるものを認定いたしまして、それが今年でいいますと令和3年1月1日に持っている物、その時点で持っている物に対して、令和3年度税金をかけていきますので、その時点であるものという形になります。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） ありがとうございます。これが今、議決等を得ていくと、それから事業者の皆さんは、この支援を受けようと思う人は急いで変更計画書とか実際に着手していかないといけないということだろうと思いますが、そういう認識でよろしいのでしょうか。

○議長（加藤弘己） 総務部長。

○総務部長（山本一敏） そのとおりです。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 分かりました。ありがとうございます。

では、最後の質問に移ります。

今回、緊急経済対策による融資を受け、設備投資

を行った場合でも対象と捉えてよいのでしょうか。

○議長（加藤弘己） 総務部長。

○総務部長（山本一敏） お答えします。

静岡県の経済変動対策貸付の新型コロナウイルス感染症対応枠については、新型コロナウイルスの影響を受けて必要となる設備資金及び運転資金を融資する制度であります。この融資を受けて設備投資を行った場合でも、認定先端設備等導入計画へ位置付けされた該当資産であれば、固定資産税の特例措置の対象となります。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 分かりました。ありがとうございます。融資を受けて行うという、こちらのほうも利子補給等々いろいろな支援策があるんですが、さらに手厚い支援がなされるという、そういった解釈を持っていればよろしいですか。

○議長（加藤弘己） 総務部長。

○総務部長（山本一敏） そのとおりです。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 分かりました。ありがとうございます。以上で質問終わります。

○議長（加藤弘己） 以上で17番 神谷里枝さんの質疑を終わります。

次に、9番 楠 浩幸君の発言を許します。9番 楠 浩幸君。

〔9番 楠 浩幸登壇〕

○9番（楠 浩幸） 9番 楠 浩幸でございます。

私のほうからも2点ほど通告をさせていただいておりますので、まず1点目、第24条です。

今回の改正に伴って、寡夫に加えて「ひとり親」という方が追記されるわけなんですけれども、対象の方はそんなに多いとは思わないんですけれども、これはせつかくの制度でございますので、控除の申請が必要なのかということなんですけれども、控除に当たっては、必要であれば、どのように行うのか。まず1点目、お伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（加藤弘己） 総務部長。登壇して答弁をお願いします。

〔総務部長 山本一敏登壇〕

○総務部長（山本一敏） お答えします。

今回の改正は、男性の寡夫控除及び女性の寡婦特別控除が「ひとり親」という名前に変更され、未婚の児童扶養者が控除対象に加えられました。範囲が広がりました。

このひとり親の控除につきましては、当然、新たな制度でありますので、市としてもウェブサイトや広報等で周知をしていくことは当然であります、それに加えて市の税務課のほうから、各事業所のほうには、年末調整を行う事業所に対しまして、給与支払報告書の提出依頼をさせていただいておりますので、その際に内容の分かるチラシ等を同封し、周知をしていきたいと考えております。以上です。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） まずは申請が必要だよということが一点と、それから申請の場合は年末調整、給与所得者であれば年末調整で申告をしていただくということになるかと思えますけれども、これが本人は元より事業者さんがどこまでプライベートなところを御存じかということもなかなか個人情報の関係ですとかいろいろあるかと思えますけれども、やはり御本人に知っていただく、そして本人が申請したときにしっかりと事業者さんもそれに対応していただくことが必要だと思うんですけれども、これ、対象の方が分かっているよということであれば、行政から当事者の方にDMですとかそういうような告知というのは難しいんでしょうか。その辺だけもう一度確認させていただきたいと思えます。

○議長（加藤弘己） 総務部長。

○総務部長（山本一敏） 今回、未婚の方も範囲が広がりますし、把握は少し難しいという形になりますので、そこまでは今考えてはおりません。あくまで自己申告、今言われましたように、企業であれば年末調整、また個人事業者であれば確定申告等で行っていただきたいと思えます。

ただ、そういうひとり親の場合に、福祉関係のほうのいろいろな人のつながりがございますので、そういう方には担当の部署、こちらでおぼとのほうになります、そちらのほうからもそういう方が来たら、こういう制度できたよというような、庁内の連

絡は密にしていきたいと考えております。以上です。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 分かりました。せっかくの制度ですので、知らなくて申請をできないのと、知って、まあいいやという方と、あろうかと思えますけれども、まず知っていただくということが大切だと思えました。よろしくをお願いします。

2点目の質問に。2点目は第34条です。寄附金税額控除の特例についてということで、今、コロナの感染症拡大防止のために、いろいろなイベント、湖西市でも中止になってるかと思えますけれども、イベントのチケット、年間のチケットですとか、いろいろなコンサート・公演のチケットなんかを買った場合に、中止になったときに、ここでは寄附金の税額控除の特例ということなものですから、その控除の申請はどのように行ったらいいのか。近隣では浜松でも何かそういうイベントが対象になってるというようなことも聞いたことがありますので、教えていただきたいと思えます。

○議長（加藤弘己） 総務部長。

○総務部長（山本一敏） この寄附金控除の申請につきましては、まず、イベントの主催者が文化庁及びスポーツ庁に対し、寄附金控除の対象イベントであるという指定を受ける申請が必要となります。

主催者が文化庁やスポーツ庁から指定を受けた後、チケット等を購入した個人の方からは主催者へチケットの払戻しを受けない意思を連絡することが必要となります。その後、主催者からは「指定行事証明書」と「払戻請求権放棄証明書」というのが、主催者から届きますので、この証明書を添付して確定申告をすることにより、寄附金の控除を受けることができます。以上です。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） これは、文化庁ですか、スポーツ庁に申請をする。そもそも主催者がしないと寄附にもならないよということだと思えますけれども、これ、文化庁とスポーツ庁のホームページを見れば、閲覧が可能ということでよろしいですか。

○議長（加藤弘己） 総務部長。

○総務部長（山本一敏） そのとおりであります。

ちなみに今、国税としての控除対象となる文化庁・スポーツ庁に6月5日時点で調べましたところ、634件の申請があったそうです。そのうちの522件が寄附金の控除対象という形になっているようでありました。以上です。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） やはり我々市民もアンテナを高くして、そういったところをウオッチしなければいけないなという。

ちなみに、例えば1万円のチケットを購入したときに、この申請をしたときにどれぐらいバックが、バックがあるというのですか、地方税だったり所得税の控除が受けられると思うんですけども、例えば、ちょっともう少し分かりやすく、やってみようかなという、損得勘定も働くかと思しますので、お願いできたらと思います。

○議長（加藤弘己） 総務部長。

○総務部長（山本一敏） 今申されたように、例えば1万円を寄附した場合には、所得税の場合ですが、まず国税のほうの場合なんですけど、この1万円から2,000円、幾らチケット買われたものを寄附とした場合でも、2,000円をまず引いていただきます。その2,000円を引いた8,000円の40%が、金額でいうと3,200円ですか、3,200円が所得税のほうの控除となります。

住民税、市・県民税につきましては、国が指定したもののの中から、今度は県知事がそれを対象とするかどうかを判断します。同じく県知事のほうが市・県民税にも対象にするよということであれば、今2,000円を引いた8,000円の10%の800円が市・県民税、住民税の控除となりますので、国も指定をした、県も指定をしたということのイベントであれば、両方で合わせますと4,000円。単純に計算方法としましては、寄附額から2,000円を引いていただいたうちの半分が控除となりますので、御承知おきいただきたいと思います。以上です。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 2,000円というのは手数料というか、よく言うふるさと納税の手数料みたいなものだというふうに思いますけども、それを引いた

50%が控除できるよというようなことですので、もしそういうような方が市民の方でおられたら、これもまた我々としても、また広報していきたいなというふうに思います。質問終わります。ありがとうございました。

○議長（加藤弘己） 以上で9番 楠 浩幸君の質疑を終わります。

次に、10番 佐原佳美さんの発言を許します。10番 佐原佳美さん。

〔10番 佐原佳美登壇〕

○10番（佐原佳美） 10番 佐原佳美でございます。議案第42号 湖西市税条例の一部改正の条例制定についてで、今同じ議案でございます。

そこで、今、先輩議員、同僚議員が質問したところで、ポイントがちょっと違う部分もありますので、あえて第24条（2）の寡夫をひとり親という表現に変えたのは、婚姻関係の有無に関係なく実際ひとり親で子育てしている家庭を範囲に加えることかと質問いたしましたが、そういうことかという答弁で分かりました。

では、もともと令和3年の1月1日から単身児童扶養者という、ひとりで18歳未満の子供さんを育てている方への非課税にする予定のものも、条例も準備されていたようですけども、ひとり親との表現が、そういう婚姻関係が関係ないということが確認できたことはとてもうれしく思っています。今まで同じような境遇であっても、書類を届けたか届けてないかの関係で、何か1.5倍くらいに余分に、婚姻歴のないひとり親家庭というのは余分に税金を払っていたというのも聞いておりましたので、よかったなと思っています。

ただ、同じこれは令和3年の1月1日から改正しようと思っていたものと、今回の改正は、スタートは一緒なんですけれども、控除になる期間というのは、今年の令和2年の4月1日から12月の収入が年末調整でそのように控除されるという理解でよろしいですか。

○議長（加藤弘己） 総務部長。登壇して答弁をお願いします。

〔総務部長 山本一敏登壇〕

○総務部長（山本一敏） お答えします。

単身児童扶養手当というものが、まず前段にあるわけなんですけど、これが今年の臨時議会のときに改正をさせていただきました。昨年の改正のときに単身児童扶養手当というものができまして、それには18歳未満の児童を扶養するというものがございましたが、今回、ひとり親になるということで、その単身児童扶養手当というものがなくなって、ひとり親という名称に変更したときに併せて今言う18歳がなくなったということで、範囲が広がりますので、18歳未満の子は今年対象になりますが、18歳でない方については、令和3年の1月1日以降の対象となります。以上です。

○議長（加藤弘己） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） すみません、ちょっとよく聞き取れなかったんですけど、子供さんが18歳に今年になってしまえば、来年令和3年の1月1日、今年の年末調整で控除されないということですか。すみません。

○議長（加藤弘己） 総務部長。

○総務部長（山本一敏） 18歳未満の子を扶養しているのが単身児童扶養手当という制度が去年できました。これがまだ施行される前に、今回ひとり親というくりに変更されました。この変更されたものは未婚のひとり親も含む、なおかつ、18歳未満という制限もない人が対象となるのが、令和3年1月1日からの施行となります。以上です。

○議長（加藤弘己） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） 未婚のひとり親は18歳未満というくりにないとおっしゃいましたか。すみません、ちょっと耳が悪いので。

○議長（加藤弘己） 総務部長。

○総務部長（山本一敏） ひとり親につきましては、非常にちょっと説明がしにくいんですけど、まず、単身児童扶養者というものが今までありました。これは18歳未満の子を扶養している者に限ってたんですけど、今回、単身児童扶養者という名前がなくなりまして、寡夫と併せてひとり親としました。いわゆるこの中に単身児童扶養者も含まれるわけなんですけど、今回、単身児童扶養者の18歳未満というのがな

くなりますので、ひとり親であれば全てを、広い範囲とするというものが令和3年の1月1日からの施行となります。以上です。

○議長（加藤弘己） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） 分かりました。それで年収が135万円以下の世帯ですね。ということは、令和3年1月1日から始まるということは、令和4年度に反映してくるといことですか。控除されるということですが。

○議長（加藤弘己） 総務部長。

○総務部長（山本一敏） 住民税でいいますと、令和3年度であります。所得税のほうは令和2年の対象となります。度と年の言い方がちょっとあるんですが、住民税、地方税の場合には、確定してから決めますので、いわゆる令和3年度の住民税の対象とします。所得税のほうは令和2年に稼いだお金に対して、税金を、実際に払うのは確定申告等で3月以降になってしまうんですけど、名目上は令和2年の所得税という形になります。以上です。

○議長（加藤弘己） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） 分かりました。ありがとうございました。

では2番なんですけど、先ほど同僚議員が周知の方法をやはり漏れのないようにということと言われていましたけれども、今本当にいろいろな婚姻関係とかパートナーとの関係というの、いろいろなスタイルがあるので、対象者の周知をぜひとも、先ほど部長もおっしゃってましたけども、福祉のほうの関連からも漏れのないように周知していくということで、ぜひとも母子手帳を発行するときとか、そういうときに保健師さん、助産師さんとかが赤ちゃんママ訪問とか、その前にでも、いろいろなそういうプログラムをつくったりすることが始まりましたね。そういう中で把握できたときに、ぜひともそこでそういうようなチラシを配布していくとか、そんなことをやってもらえたらどうかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（加藤弘己） 総務部長。

○総務部長（山本一敏） 先ほどもお答えしましたけど、いわゆるおぼと関係のところには、非常にそ

ういう関連の方が来られる機会が多いかと思っておりますので、どういう形でチラシをつくったり、またどういう内容、内容につきましてはこれは国税の影響等絡みますので、税務署とも相談しながら、いい形のチラシ・広報等を考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（加藤弘己） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） ぜひともよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（加藤弘己） 以上で、10番 佐原佳美さんの質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第42号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手全員であります。したがって議案第42号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） ここで暫時休憩といたします。再開を11時10分とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（加藤弘己） 休憩を解いて会議を再開いたします。

日程第3 議案第43号 湖西市都市計画税条例の

一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第43号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手全員であります。したがって議案第43号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第4 議案第44号 湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。初めに、17番 神谷里枝さんの発言を許します。17番 神谷里枝さん。

〔17番 神谷里枝登壇〕

○17番（神谷里枝） 17番 神谷里枝。議案第44号湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、通告書に従いまして質疑を行います。

まず最初に、特別な理由があると認められる者となりますけれども、特別な理由とは何かお伺いします。

○議長（加藤弘己） 市民安全部長。登壇して答弁をお願いします。

〔市民安全部長 小林勝美登壇〕

○市民安全部長（小林勝美） お答えいたします。

今回新たに追加する「特別な理由」といたしまし

ては、現状の減免規定では対象とならない事由を対象とするものでございまして、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合、災害救助法の適用を受けた場合、刑務所等に拘禁された場合を想定しております。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 減免を受けられるようになるのは、まず、収入減がある、それから災害、それから刑務所に入られた場合ということだったと思えますけども、この支援を受けるに当たって、所得がどのくらい減れば対応になるとかそういったようなものは何か基準等あるんでしょうか。

○議長（加藤弘己） 市民安全部長。

○市民安全部長（小林勝美） お答えいたします。

あとの議員さんからの質問が出てるので、ちょっとタブってしまうかもしれませんが、まず、生計を維持している方が死亡した場合ですとか、重篤な傷病を負った場合には、全額が免除ということになります。このほかに生計を維持している方の収入が減った場合、いろいろな条件がありますが、おおむねといいますか、3割減った場合には減免になるということでございます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 所得に関してはおおむね収入が3割ぐら減った方が今回の減免が受けられるよということで、分かりました。

これはいつからいつまでの保険料が対象となっていくんでしょうか。

○議長（加藤弘己） 市民安全部長。

○市民安全部長（小林勝美） お答えいたします。

この減免の期間は、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの期間というふうにされております。

湖西市の場合でいいますと、令和元年の8期、9期分と、令和2年度の全ての保険税が対象となるものでございます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 対象期間、分かりました。

では、この減免を受けるに当たって、申請の期間とかまたどういった手続が必要になるのか、お伺いします。

○議長（加藤弘己） 市民安全部長。

○市民安全部長（小林勝美） こちらのほうはまだ今年度の課税を行っておりませんので、7月頃に納税通知書をお送りすることになります。そのときにチラシを入れてPRをしていくこととなりますが、申請をしていただいたりとか必要な書類を出していただかないと、前年度と比べて3割の減、所得の減少があったかどうかの確認をしたいと思っておりますので、そういった書類の提出が必要になるということになります。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 7月に納税通知書が送られてくるので、その中にPR用のチラシが入っている。そういったものを見ながら減免を受けるには、所得が減少しているという証明のような書類が必要となるという、そういったことでまずは解釈いたします。ありがとうございます。

2番目の質問に移ります。

市長が定める日とありますけども、市長が定める日とはいつを想定しているのかお伺いします。

○議長（加藤弘己） 市民安全部長。

○市民安全部長（小林勝美） お答えいたします。

市長が定める日でございますが、特別な理由である、今回のこの新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少となった場合につきましては、令和2年度の、この減免分については国からの財政支援がございまして、その財政支援の期日であります令和2年12月28日を想定しております。

それ以外の事由による減免につきましては、従来の条例の規定どおり、納期限までに申請をしていただくことを基本としております。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） コロナによりまして減収になられた方については、令和2年12月28日ということ想定しているということで、すみません、いま一度確認させていただきます。

○議長（加藤弘己） 市民安全部長。

○市民安全部長（小林勝美） コロナの関係につきましては、国の財政支援の期日もありまして、それまでに申請をするということになりますので、12月

28日を想定しております。これは決定しているというよりは、まだちょっと国のほうからも明確なことが出てないところもありまして、一応想定をしています。

現実には、現実と言いますか、ばらばらと申請いただいてもということもありますので、実際チラシを入れさせていただくときには、第1回目の納期を一応目安としていただいて、それまでに、既に減収が、これは減収が見込まれるもの、3割の減収が見込まれるものと言われてますので、まだこれから見てみないと減収は分からないけど多分前年と比べて3割減るだろうという方も申請ができますので、1回目の納期限までにできれば申請をしていただきたいというような通知を差し上げたいと思います。

ただ、事業をやってる方なんかでばたばたして、書類が整わないとか、そういった方もあると思いますので、最終の期限を12月28日頃ということで想定をしてるところでございます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 分かりました。ありがとうございます。

チラシを入れてくださるということですけども、今コロナに対するいろいろな支援策がありまして、対象になられる方にも本当に分かりやすい資料というのは作っていただけるのでしょうか。

○議長（加藤弘己） 市民安全部長。

○市民安全部長（小林勝美） できるだけ分かりやすいものを、今、国のほうからというか、案は示されておりますので、そのとおりでいいのか、それとも市民に分かりやすくもう少し簡易なものがあるのか、検討して作成をしたいと思います。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） よろしく願います。

では、最後の質問に移ります。

3番目。今改正により、対象をどのくらい見込んでいるのかお伺いしたいと思います。御答弁できる範囲内をお願いします。

○議長（加藤弘己） 市民安全部長。

○市民安全部長（小林勝美） それではお答えいた

します。

新型コロナウイルス感染症に伴う減免の対象は、先ほどもちょっと申し上げましたが、2つありまして、一つは主たる生計維持者が死亡、重篤な傷病を負った世帯、もう一つは、先ほどこれも申し上げましたが、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯というふうになります。

1つ目の主たる生計維持者の死亡等による全額免除につきましては、現在のところ市内で感染者出ておりませんし、引き続き市内で感染者が出なければ、ゼロと、ないということになるかと思えます。

2つ目の対象収入の減少による一部世帯につきましては、その収入減収の影響が、今回のコロナの影響でどのくらい出たかというのが把握がなかなか難しいということもありますので、見込みを出すというのは少し困難でございます。ただ、一つ指標といいますか、前年と比べるということになりますと、令和元年度における事業収入等がありまして、減免の基準内となり得る国保の加入世帯を算出しますと、約3,400という世帯になるかと思えます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 分かりました。御答弁ありがとうございます。以上で質問終わります。

○議長（加藤弘己） 以上で、17番 神谷里枝さんの質疑を終わります。

次に14番 荻野利明君の発言を許します。14番 荻野利明君。

〔14番 荻野利明登壇〕

○14番（荻野利明） 14番 荻野利明。質問させていただきます。

まず、今回の国民健康保険税の減免についてですけども、市のホームページを見ると、その他特別な事情による減免について、こういうのが既にあるわけなんです。これは災害や火災、貧困、疾病や失業等、こういうもので減免されるというふうになっています。

ところが、これ、やむを得ないんですけども、申請ということで、ほとんど申請減免というのはされていないという問題があると思うんですね。ちょっ

と伺いたいのは、この辺で申請減免の実績というのはどうなのか、伺います。

○議長（加藤弘己） 市民安全部長。登壇して答弁をお願いします。

〔市民安全部長 小林勝美登壇〕

○市民安全部長（小林勝美） お答えいたします。

令和元年度につきましては、貧困やコロナウイルスを要因とする減免の相談や実績はございませんでした。

しかし、その他の事由といたしまして、例えばなんです、社会保険の加入者が後期高齢者医療制度の被保険者になった場合、その方がその社会保険に加入していた人が扶養していた人、例えば奥さんとか配偶者ということになります、そういった方が、御主人は後期高齢になるんだけど、奥さんのほうは国民健康保険加入者になるといった場合には、減免の規定がございまして、こういった実績はございます。令和元年度につきましては17件というふうになっております。

それから、今年度に入りまして令和2年度におきまして、コロナウイルスの影響により所得が減少した被保険者の方から、相談はございました。およそですけど、10件程度あったかと思えます。

しかしながら、今お願いしてますように、条例改正案の可決の前ということもございます。それから令和2年度の国民健康保険税もまだこれから課税をするということもございますので、申請をいただくのを待っていただいているという状況でございます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 荻野利明君。

○14番（荻野利明） 申請減免の実績というのは、ないと、基本的にね。これ、何年もないんですね。せっかく条例で第30条つくってあっても、申請減免というのはほとんどない。法定減免については当然できますけども、申請減免というのは非常に、全くないと言っていいと思うんですけども。その第30条の中に、第5項を加えると。本当にそれで大丈夫かなど、やはり心配するわけなんですね。本当に必要な人に減免ができるかどうかというのは、非常に心配するわけです。

そこで、2番目行きます。1問目はもういいです。

新型コロナによって生活に困っている世帯はたくさんいると思います。積極的に減免をしていただきたいと思うわけですけども、市民にどう周知しているのか、伺います。

○議長（加藤弘己） 市民安全部長。

○市民安全部長（小林勝美） お答えいたします。

先ほど神谷議員のところでも少しお答えをさせていただきましたが、今回は特にコロナウイルスという特別な事情がございます。そういったことで、減免を必要とする方が多くいらっしゃるのではないかとということが想定されますので、令和2年7月になりますが、に発送をします当初の納付書に、できるだけ分かりやすくつくりました、減免を周知するチラシを同封する予定をしております。

また、7月以降に新たに国民健康保険に加入される方というのもいらっしゃると思いますので、そういった方にも漏れないように、チラシのほうを同封させていただいて、全ての被保険者世帯の皆様に周知をしていきたいと思っております。

また、これに加えまして広報こさい、それからウェブサイトにおいても広く周知をさせていただきたいと思えます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 荻野利明君。

○14番（荻野利明） 分かりました。できるだけ多くの人を救っていただきたいというふうに思えます。

ただ、この申請、さっきも聞いてみましたが、今、持続化給付金、これなんか非常に遅れてると。大体申請書が難し過ぎるのではないですかね。できるだけ簡素化して、簡単に書ける、そして申請できるというように、その辺もしっかりと努力をしていただきたいということをお願いして、終わります。ありがとうございました。

○議長（加藤弘己） 以上で、14番 荻野利明君の質疑を終わります。

次に10番 佐原佳美さんの発言を許します。10番 佐原佳美さん。

〔10番 佐原佳美登壇〕

○10番（佐原佳美） 10番 佐原佳美でございます。議案第44号 湖西市国民健康保険税条例の一部を改

正する条例制定についての通告してありました、国民健康保険税の減免、1、対象者の経済的困窮範囲はということと、2、減免期間は、先輩議員の質疑の中で分かりましたので取り下げます。ありがとうございました。

○議長（加藤弘己） 以上で、10番 佐原佳美さんの質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第44号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手全員であります。したがって議案第44号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第5 議案第45号 湖西市手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。初めに、17番 神谷里枝さんの発言を許します。17番 神谷里枝さん。

〔17番 神谷里枝登壇〕

○17番（神谷里枝） 17番 神谷里枝。議案第45号湖西市手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について、質疑通告に従いまして質疑させていただきます。

まず最初に1番目の質問ですけれども、個人番号の

通知カードの再交付の実績をお伺いしたいと思います。

○議長（加藤弘己） 市民安全部長。登壇して答弁をお願いいたします。

〔市民安全部長 小林勝美登壇〕

○市民安全部長（小林勝美） お答えいたします。

個人番号通知カードは、平成27年の秋に全国民に郵送されました12桁の個人番号、住所、氏名、生年月日、性別が記載された紙のカードでございます。

令和元年度の個人番号通知カードの再交付申請は466件でありました。

個人番号通知カードの再交付申請は、市で受付を行いまして、再発行は地方公共団体情報システム機構、J-L I Sと呼ばれている機構でございますが、こちらの機構のほうで通知を作成しまして直接申請者に郵送するというものでございます。

なお、個人番号通知カードの廃止によりまして、今後新たに個人番号が付番される方、例えば新しく生まれた出生者という方に対しましては、機構のほうから個人番号通知書と言われるものが発行されるということになります。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） まず、466件とおっしゃいましたか、結構あるんだなということでちょっとびっくりいたしました。

では次に2番目の質疑ですけれども、マイナンバーカードの発行数、また普及率はいかがですか。

○議長（加藤弘己） 市民安全部長。

○市民安全部長（小林勝美） お答えいたします。

令和2年5月末現在でございますが、申請の件数は1万740件、交付枚数が8,445枚でございます。人口に対する交付割合は14.15%となっております。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） なかなか伸びていかないということが改めて確認できたかなと思います。

では3番目に移ります。

削除による市民の影響はどのようなことが懸念されるか、お伺いします。

○議長（加藤弘己） 市民安全部長。

○市民安全部長（小林勝美） お答えいたします。

個人番号通知カードにつきましては、自分の12桁の個人番号の確認とその12桁の個人番号を証明する書類として使用されてまいりました。

通知カードの記載内容に変更がなければ、今後も個人番号を証明する書類として使用できますが、住所変更等で記載内容に変更があるにもかかわらず記載変更をしていないという場合には、個人番号を証明する書類としては使用できないということになりました。今後、個人番号を証明する必要が生じた場合につきましては、マイナンバーカードを取得していただいて提示をいただくか、または個人番号を記載した住民票の写しをとっていただいて対応していただくということになります。そういったことで対応は可能であるということでございます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 今、持っていれば、住所とか名字とかそういうものが変更がなければ、これはそのままずっと身分証明として使っていけるということで、万が一なくしてしまったとして、今条例が可決されていきますと、個人番号の通知カードが再交付はされない。その代わりに個人番号が記載された住民票を取得すれば、そこで自分の個人番号を再確認することができる。そういうことでよろしいでしょうか。

○議長（加藤弘己） 市民安全部長。

○市民安全部長（小林勝美） お答えいたします。

先ほど神谷議員のほうから、身分証明としてということがあったんですけど、身分証明として使うためには、写真が入った硬いカードのほうでしたら身分証明として利用ができるんですが、今までこの通知カードにつきましては、番号を証明するということではできますけど、身分証明にはならないということになります。

おっしゃるとおりで、国のほうとしましてはマイナンバーカード普及というのを推進してるということで、マイナンバーの通知を出してから5年たったということで今回廃止に至ったと思われしますので、できれば、市のほうも今マイナンバーカード取得に

ついて推進したいということで、広報こさいの4月号、3月15日発行の4月号についても、1ページだったか2ページ、ちょっとページいただきまして広報させていただきましたが、今後は保険証に代わってくるということもございますので、できるだけマイナンバーカードを取得していくよう、広報・周知をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） ありがとうございます。

この今条例の中で個人番号通知カードの再交付というものを削除するということですが、前回の説明の中で、このことは5月25日に廃止となっているということでした。事前に市民へ5月25日以降は再交付できませんよといった、そういった情報提供等、どのように行われたんでしょうか。何か終わってしまったからの情報提供ですと、何かちょっと不利益を感じないでもないんですけども、その辺についていかがでしょうか。

○議長（加藤弘己） 市民安全部長。

○市民安全部長（小林勝美） お答えいたします。

これはマイナンバーの、今回の条例改正は手数料条例の手数料を取らないようにするよということでございますが、このカード、先ほどの一番最初の御答弁させてもらいましたように、通知の受付、再発行の受付等は市のほうで行うんですが、この制度の廃止については国のほうでやっております。法のほうは少し前に決まってたわけなんですけど、政令で、5月25日にするかどうかは政令で定めるというふうにされておまして、その連絡が私どもに来たのが、今年の令和2年5月7日でございますので、それがいつになるかというのが明確でなかったということで、事前に市民の皆さんにお知らせというのは難しかったということで御理解いただければと思います。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） ありがとうございます。政令で定められて、その結果が5月7日に来たので、市民への周知の余地がなかったということで理解いたします。

では、最後に市民への周知対応についてお伺いします。先ほども少し御答弁いただいておりますけども、いま一度お願いします。

○議長（加藤弘己） 市民安全部長。

○市民安全部長（小林勝美） お答えいたします。

先ほどからお話をさせていただいてるとおり、令和2年5月25日にカードが廃止になったということでごさいます、その後すぐ、市のほうでは5月19日には市のウェブサイト、その7日に分かって、5月25日から廃止になるということでしたので、5月19日に市のウェブサイトに掲載をさせていただきました。

そして、昨日発行させていただきました6月15日発行の市役所だよりのほうに、個人番号通知カードが廃止になること、それから廃止後の個人番号の確認方法について掲載をさせていただきました、周知をさせていただいたところがございます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） ありがとうございます。

最初、私は手数料を300円でしたか何か、取らなくなるということなので、湖西市独自にやってもいいのかなと思ってたんですけども、答弁の中に、機構のほうが対応しているということで、湖西市独自にもできない、政令で定められているので、こういったいろいろ今回コロナに対してマイナンバーカード申請とかいろいろ問題があった中でも、国の政策によって市も対応しなければならないということで、やむを得ないということで理解をいたしました。ありがとうございます。以上で終わります。

○議長（加藤弘己） 以上で、17番 神谷里枝さんの質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第45号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手全員であります。したがって議案第45号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第6 議案第46号 湖西市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第46号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手全員であります。したがって議案第46号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第7 議案第47号 市道の路線の変更についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。

ません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第47号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） 挙手全員であります。したがって議案第47号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第8 議案第48号 令和2年度湖西市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。初めに、17番 神谷里枝さんの発言を許します。17番 神谷里枝さん。

〔17番 神谷里枝登壇〕

○17番（神谷里枝） 議案第48号 令和2年度湖西市一般会計補正予算（第4号）につきまして、質疑をさせていただきます。

通告に従いまして、まず最初に歳出3款3項1目です。扶助費357万2,000円の積算根拠をお伺いします。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。登壇して答弁をお願いします。

〔健康福祉部長 竹上 弘登壇〕

○健康福祉部長（竹上 弘） お答えいたします。

住居確保給付金は、家賃を払えず住居を失うおそれが生じている世帯のうち、一定の条件を満たした者に対し、原則3か月間の家賃相当額を支給する制度でございますが、今般の新型コロナウイルス感染

症への対策として支給条件の緩和が実施されました。

当初予算におきましては、単身世帯の限度額3万7,200円を基準に、前年度実績の4世帯から2倍の8世帯、合計24か月分89万2,800円を計上いたしました。新型コロナウイルス感染症の影響による申請件数の増加に対応するため、前年度実績の10倍を見込みさせていただきまして、不足する32世帯、合計96か月分357万1,200円を補正するものでございます。

なお、事業費の4分の3は国庫負担金で補填されます。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） すみません。支給条件の緩和ということで、まず3万7,200円の家賃が基準になっているということ。8世帯分を計上したけども、コロナ対策によって、その10倍を想定したと。

その後が、すみません、ちょっとメモしようせなかつたんですけども、いま一度、少しゆっくりめに御答弁お願いできますか。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） お答えします。

今年度補正につきましては、前年度実績、前年度が4世帯でございましたので、その10倍を見込ませていただいて40世帯を見込みました。

当初予算につきまして8世帯分、上げてありますので、その不足分の32世帯の、基本的に3か月を補償しますので、合計96か月分、357万1,200円を補正として上げさせていただきました。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 分かりました。40世帯ですけれども、当初に8世帯分見込んであるので、今補正では32世帯で、3か月分で積算をしたということですが、これ、明らかに補助対象の期間というのは3か月に限られているんですか。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） 原則3か月でございますが、更新ができます。更新は2回までできますので、最長で9か月分の一応給付金のほうは頂けるとなります。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 今補正では、取りあえず原則3か月で計上したけども、更新ができて、最長でも9か月分の住宅確保の給付金の申請ができますよというふうに解釈をさせていただきます。

これ、家賃相当分を補助するということだと思うんですけども、この支払い方法についてはどのように行われるのでしょうか。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） 支払いにつきましては、申請される本人のところに、口座なり、振り込みになるかと思えます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） その答弁で間違ってますか。これ、家主さんに直接市から支払われるのではないんですか。いかがですか。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） 申し訳ありませんでした。今議員おっしゃるとおりで、すみません、口座振り込みでなくて、大家さんへ代理納付させていただくということになります。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） そうしますと、大家さんの口座へ市から振り込むということですので、申請時にそういった書類も添付して申請してもらおうということになるのでしょうか。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） そのとおりでございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 分かりました。ありがとうございます。

こういった中でも住宅確保ということですけども、緊急小口資金を借りて、取りあえずの急場しのぎをされるというような方もあるのではないかなと思うんですけども、湖西市の中で今現在こういった状況で、実際に住宅確保が難しくなっているよという、そういう御相談というのはどのくらいの件数ありますか。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） 今年度に入りまして、

4月、5月末でございますが、一応相談件数としては、62件の相談が入っております。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 既に62件あるということですので、さらなる補正が必要になってくるのかなという気がしないでもありません。

では次の質問に移ります。

同じく歳出8款4項5目です。最初の質問ですけども、当初予算工事請負費の全額ではなく、1億1,450万円減額とする理由をお伺いします。

○議長（加藤弘己） 都市整備部長。

○都市整備部長（土屋守廣） お答えいたします。

当初予算の工事請負費の内訳としては、準用河川、古見川河川付替工事費、これが4億4,326万9,000円、それから都市計画道路大倉戸茶屋松線整備工事費、こちらが1億1,450万円、この2つを合わせました5億5,776万9,000円を計上させていただきました。

そのうち、大倉戸茶屋松線整備工事費、この1億1,450万円につきまして、今回補正にて全額減とするものでございます。

この1億1,450万円のうち1億円につきましては、国、それから県の交付要綱などに基づきまして、国からの交付金が、そのうちの2分の1、県からの交付金及び市負担金が、その4分の1ずつの負担割合となっております。

残りの1,450万円につきましては、都市計画道路大倉戸茶屋松線の都市計画決定範囲外の道路整備に要する費用となっております。

今回補正にて減額する理由につきましては、国の交付金事業であります組合等区画整理補助事業の交付対象が、都道府県とされておりまして、国の交付を受けた県において、国交付金、県交付金及び市からの負担金を合算いたしまして、組合へ一括交付ということが判明したことから、今回、大倉戸茶屋松線整備に係る工事請負費を全額減額させていただいて、市の補助金を県負担金として組み替えるものであります。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 要するに、浜名湖西岸土地区画整理組合というところが、組合施工になったとい

うことで、その交付金等を頂くには、当初予算に計上したような形ではもらえないので、今補正で交付が得られるように、県施工というんですか、県から直接組合へ出ていくような形に直しますよというんですか、修正しますというんですか、大筋そういうことなんでしょうか。

○議長（加藤弘己） 都市整備部長。

○都市整備部長（土屋守廣） 議員おっしゃるとおり、大筋、合っております。全て県が一括して、国の交付金、それから市の負担金、それと県の補助金を全部集めて、県が組合に対して補助いたします。ですから、市のほうは県に対して負担金として支払いをするという形になります。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） そうしますと、今後こういった組合施工でやっていく事業については、あくまでも県が直接組合へという、そういう流れになるということでしょうか。

○議長（加藤弘己） 都市整備部長。

○都市整備部長（土屋守廣） 国の交付金を受けて行う組合施工の区画整理については、そういうお金の流れになります。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） ありがとうございます。

ここでいう組合ということは、浜名湖西岸土地区画の中で、地主さんたちが作っている組合ということで間違いないですか。

○議長（加藤弘己） 都市整備部長。

○都市整備部長（土屋守廣） お答えいたします。

地権者の方、それから借地権者という方もいらっしゃいますので、そういう利害関係のある方が組合員になるという形で組合事業が行われます。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） そういったことで、そういった方たちが組合組織してやっていくという。これだけ大きな事業を、そうしますと市としてはどういった関わりを今後持っていくようになるのでしょうか。

○議長（加藤弘己） 都市整備部長。

○都市整備部長（土屋守廣） お答えいたします。

市としては、今、準備組合の段階から、都市計画法の75条に基づいて、技術支援の申請というのを、組合の準備会のほうから出していただいております。技術的なもの、組合については先ほども答弁しましたように、地権者とか借地権者とかという民間の方たちの組織でございますので、こういう土木関係の工事のノウハウというのは、ほとんど持ち合わせていないということもございまして、市として、そういう造成工事とか、今回の道路整備工事だとかという、土木関係の技術的な支援、それから組合の運営に関する支援とか、先ほど言いましたように予算の補助金とかそういうお金についての支援とかを市として行っていくということでございます。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 分かりました。ありがとうございます。

そうしますと、今回、市債のほうの減額も掲載されてるわけですが、あくまでも先ほど答弁いただいた内容と同じ理由で市債の減額も行われていくという、そういう解釈を持っていてよろしいですか。

○議長（加藤弘己） 都市整備部長。

○都市整備部長（土屋守廣） 市債の減額についても同様の理由となります。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 分かりました。ありがとうございます。

この負担金2,500万円、今回県へお支払いするということですが、当初予算の中で公共施設管理者負担金という4,300万円計上されているわけですが、それとは全く性質が違うものという解釈でよろしいですか。

○議長（加藤弘己） 都市整備部長。

○都市整備部長（土屋守廣） お答えいたします。

当初予算で計上させていただいております4,300万円の公共施設管理者負担金というのは、実は都市計画法120条に規定されておりますけれども、公共施設、今回の4,300万円の対象は河川、今付け替え工事を行っておりますけれども、河川の土地についての公共施設管理者負担金として、組合のほうにお支払い

するものでございます。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 分かりました。ありがとうございます。

○議長（加藤弘己） 質問の途中ですが、ここでお昼の休憩を取りたいと思います。再開を午後1時00分とします。よろしくお願いいたします。

午後0時05分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（加藤弘己） 休憩を解いて会議を再開いたします。

17番 神谷里枝さんの質疑を続けます。神谷さん、どうぞ。

○17番（神谷里枝） では、最後の質問に入ります。

10款4項1目人件費7,834万8,000円の減額理由をお伺いいたします。

○議長（加藤弘己） 総務部長。

○総務部長（山本一敏） お答えします。

当初予算時において、10款教育費の幼稚園費に48名分の幼稚園教諭の人員費を計上していましたが、本年度の新居幼稚園のこども園化及び市全体の人事異動に伴い、そこから12名分の人員費を保育所費等へ動かししましたので、このところで減額7,800万円余が出たものであります。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 当初48人で組んでいたけども、ここから新居幼稚園のこども園化に伴い保育所費のほうへ組替えをしましたという内容でした。

保育所費のほうの数字を見ますと、7,015万6,000円組み替えられているわけですが、この差額についてはどのようになっているのでしょうか。

○議長（加藤弘己） 総務部長。

○総務部長（山本一敏） 金額と人数とはどうしてもイコールにいかない部分があるものですから、動く人の給料の金額、あとその方についての手当等がございますので、そこら辺全体の中で動かした差額になっております。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 全体というのは、一般会計に

おける職員全部の異動に関してという、そういう解釈でよろしいですか。

○議長（加藤弘己） 総務部長。

○総務部長（山本一敏） そのとおりであります。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 分かりました。ありがとうございます。以上で終わります。

○議長（加藤弘己） 以上で、17番 神谷里枝さんの質疑を終わります。

次に9番 楠 浩幸君の発言を許します。9番 楠 浩幸君。

〔9番 楠 浩幸登壇〕

○9番（楠 浩幸） 9番 楠 浩幸でございます。私のほうからも同じ議案の中で3点ほど通告をさせていただいておりますので、一つずつ伺っていきたいと思います。

まずは歳出の3款3項1目です。生活保護費の生活困窮者自立支援扶助費についてお伺いをしたいと思います。先ほど先輩議員のほうであらあら伺ったところですけども、もう少し違う観点からお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まずそんな中で、住居確保給付金の申請、先ほど数字も併せて伺ったところなんですけれども、コロナの対応への前後で、どのような状況なのかということでお伺いしたいわけなんですけれども、件数につきましては先ほど相談件数は伺ったんですけども、実際の決定が何件かということ、件数についてはお伺いしたいのと、あと、前年度比でかなり増えているわけなんですけれども、そこらあたりの要因みたいなお伺いしたいなというふうに思います。

あと、相談をされている、分かる範囲で結構なんですけれども、職種のようなものが分かれば教えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。登壇して答弁をお願いします。

〔健康福祉部長 竹上 弘登壇〕

○健康福祉部長（竹上 弘） お答えいたします。

まず状況の中で、件数でございますが、平成27年度から住居確保給付金の制度は開始されましたが、

過去5年間の年平均は、相談件数20.4件、支給件数3.6件であったものが、先ほどもちょっとお答えしましたけど、令和2年5月末までの2か月で、相談62件、申請件数12件ございました。申請件数12件のうち、現在支給決定しているものが8件でございます。相談件数につきましては、既に年平均の3倍を超えている状況であります。

次に要因でございますが、相談者の増加の理由は、新型コロナの影響により就労状況が悪化しており、解雇等で仕事を失う者が増加していることに加え、本年令和2年4月20日の省令改正によりまして、従来からの離職・廃業後2年以内の者に加え、収入が減少し、離職や廃業と同程度の状況になった者も支給対象者に加えるなど、制度が緩和されたことによるものと考えております。

次に職種でございますが、コロナ感染防止対策の前後で相談者の職種につきましては大きな違いはありません。相談者のほとんどは給与所得者でございますが、派遣社員、期間社員、パート・アルバイトなどの非正規雇用であり、多くの方が、契約期間が短期間であったり、就労日数・時間が短く、雇用条件が不安定な状況の方でございます。

相談者のうち職業の確認がとれた方、36人いらっしゃいますが、のうち非正規雇用者は33人、それ以外は正社員2人、個人事業主1人ございました。

12件の申請者のうち、非正規雇用者が11人、自営業者が1人ございました。以上です。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 相談者に対して決定が今のところ8件ということ。それでも通年よりも2倍、3倍というふうな答弁でした。

そんな中で、要因として、そもそもこの制度が離職者を対象とした制度というふうに向っておったんですけれども、今回の改正によって離職とみなされる所得の低減も認めるようになったということが、どれだけの市民が承知をさせていただいているのかなどいうところが一番危惧をされているところですので、先ほども周知に対して、広報に対してもお話ありましたけれども、いま一度の徹底を行っていただきたいというのが、これからまた、先ほど御答弁にあっ

たように非正規の給与所得者の方が対象が多いよということだったものですから、これからまた増えてくるのではないのかなというようなことで、柔軟に対応していただきたいのと、あと、しっかりと広報していただきたいというふうに思います。

次の質問に移りたいと思います。

それから、これ、大きな中の2つ。今、広報についてというふうにお伺いをしたんですけども、実際にはどのように広報をしていただけるかということも併せてまたお伺いしたいと思います。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） お答えいたします。

テレビ、新聞、雑誌の記事を見たり、インターネット、あとSNSの情報により相談に来られる方もいらっしゃいますが、市のウェブサイトや市の社会福祉協議会ウェブサイトには当該制度の説明を登録するとともに、地域福祉課や建築住宅課の窓口には、当事者だけでなく、入居者の家賃の相談のために訪れた大家さんや派遣会社の担当者などもいらっしゃいますので、制度の利用が必要となりそうな人へ渡してもらうために、リーフレットを置かせていただいております。

また、この補正予算を承認していただいた後、市内全域の新聞折り込み広告で、コロナ関連の事業につきましてチラシ配布を予定しておりますので、その中でも当該制度のことは載せさせていただく予定でございます。それとあと、ハローワークのほうにもチラシのほう配布させていただこうと思っております。以上です。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 新聞折り込み等々使っていたということ、広報やっていたということ、ということ、

相談者の多くの方が、何か口コミで、やはり友人の紹介で来たよとかというような方が多いというふうにも聞いておりますので、そういったウェブを使ったような、SNSを使ったような形で広報もしていただけるということで、少し安心をいたしました。

それでは、大きい質問の2つ目の移りたいと思います。

同じく歳出ですけども、9款1項1目、消防団の運営費についてなんですけれども、2点ほどお伺いしたいと思います。

1点目。参考資料のほうで、消防団員の退団、退職が増えたというようなことなんですけれども、退団者の増加の要因について、傾向をどのように把握されているのか、お伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（加藤弘己） 消防長。

○消防長（杉浦昌司） お答えします。

消防団の分団定員数は、湖西市消防団の組織等に関する規則に規定されており、定員数に欠員が生じないよう分団単位で勧誘を行っております。

各分団は、地域の実情を踏まえながら、独自で退団年齢を定め、団員の循環を図っておりますが、入団者が少ない場合、退団年齢を過ぎても分団にとどまり、消防団活動を続けています。

入団希望者が多い場合は、在職団員の年齢や個人的な事情を考慮した上で、各分団の判断で退団者を決めており、今回の退職報償金の増額につきましては、予算の作成時に実施した退団希望調査の数値よりも入団希望者が大幅に増えたため、退団者が増えて退職報償金が不足したものでございます。

入団希望者の増加は、祭り等による地域のネットワーク、消防団の募集PRの成果、機能別団員の運用や準中型免許取得の助成等が要因と考えられます。

本年度は比較的多くの消防団員が入団してくれましたが、若者の地域離れは進み、消防団員の確保には苦慮しておりますので、今後も団員募集PRや団員の処遇改善に努めていく所存であります。以上です。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 入団希望者が多かったのですが、退団者が増加したということで、少し安心をしました。

ちなみに、定員数にはもう充足をしているということで、各団とも、それでよろしかったですか。

○議長（加藤弘己） 消防長。

○消防長（杉浦昌司） 男性団員のほう、第1分団から第13分団までは定数を満たしております、今

欠員となっておりますのは女性分団のほうがちよっと欠員になっております。以上です。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） ありがとうございます。

2つ目のところで、人員減による消防力の低下はないかというような質問をしたんですけれども、団員が充足をしているということで、このあたりはどうでしょうか。

○議長（加藤弘己） 消防長。

○消防長（杉浦昌司） お答えします。

消防団の条例定数は387名に対しまして、実員が今372名で、先ほど申しましたように15名の欠員となっておりますのが現状でございます。

災害で活動する第1分団から13分団の男性団員は、皆さんいるということで、従来より消防力が低下することはありませんということでありまして、しかしながら消防団の被雇用率、サラリーマン化、これが82%、非常に高く、平日昼間の災害は団員の出動人員に期待できない部分もございます。小学校区単位で2個分団の同時出動に加えまして、災害規模により迅速に地元方面隊の応援要請をかけ、2個から3個分団の追加出動させると、そのような体制もっております。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 消防力については工夫をいただいで、努めていただいているというふうに理解をしました。引き続き、女性の分団員の募集については御尽力いただきたいというふうに思います。

それでは3つ目の、最後の質問。

最後は歳出の10款1項3目です。教職員の育成事業について、白須賀小・中学校で研究テーマを活動されるということなんですけれども、研究テーマについて、まずお伺いしたいと思います。お願いします。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えをいたします。

令和2・3年度の2年間、文部科学省の「道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業」として、白須賀小学校と白須賀中学校が指定校として選ばれました。教員の指導力の向上、家庭・地域との連携強

化などを生かした取組を推進するとともに、その結果から得られた道德教育に関する成果について、全国的な発信を行うことを目的としております。

白須賀小学校・中学校の研究主題につきましては、「主体的に行動し、共によりよい社会を創造するための基盤となる道德性の育成」となっております。

研究内容につきましては、大きく3つの柱を考えております。

1つ目は、児童生徒が主体的に考え、議論する道德の充実です。

2つ目は、発達段階を踏まえ、道德を要とした系統的・計画的な道德教育の推進です。

3つ目は、学校・家庭・地域との連携推進でございます。以上です。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） もう少し掘り下げて伺いたいですけれども、小学校、中学校ということなんですけれども、以前、公共施設の統廃合のようなところで、小中一貫の考え方というの伺ったところなんですけれども、この研究テーマについては、小・中連携の事業ということでもよろしかったですか。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えをします。

小学校と中学校と連携をして、道德に関する授業づくりですとか、カリキュラム、小・中を連携した9年間の連携したカリキュラムを作るという、そういったことを目的としておりますので、小学校、中学校、全ての先生方に連携をしていただきながら研究を進める予定でございます。以上です。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） ちょっと先ほど申し上げたんですけれども、これは小中一貫を見据えた研究テーマ、活動の一つというふうに捉えてもよろしいでしょうか。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） テーマにつきましては、白須賀小学校、それから白須賀中学校にそれぞれ学校教育目標ですとか重点目標がございまして、それぞれの目標の共通する重点的な目標が、自立、共生、創造といった、その3点が挙げられまして、それを

もとに研究テーマを定めさせていただくところでございます。以上です。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） いわゆる小・中で一緒に捉えて、よく言われる中1のギャップみたいなものにも対応いただけるのかなというふうに期待をしているわけなんですけれども、3つ目のところ、テーマの中で、地域との連携というところがあったんですけれども、白須賀校区には地域コーディネーターさんがいらっしゃったかなと思うんですけれども、そういった方もこのテーマ研究の中に一緒になって取り組んでいただけるでよろしいですか。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えをいたします。

学校一丸となっておりますので、そういったコーディネーターさんも含めて研究作業に入ってまいりたいと思います。以上です。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 以前にも一般質問とかでお伺いしたんですけれども、地域に開かれた学校運営につながる活動というふうに理解をしておりますので、ぜひぜひ、これをモデルにして、市内に展開できるものは展開していただきたいというのと、2つ目、ちょっと。

この研究成果の報告を含めて、少し日程感を教えていただきたいと思います。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えをいたします。

まず、研究成果の報告につきましては、令和3年度、研究成果の2年目に当たります令和3年の秋頃に授業公開を行いまして、それに基づきまして指導方法や評価方法の工夫に係る実践事例、これは成果物になるわけなんですけれども、そういったものを県内外に発信をしてみたいと考えています。

令和2年度につきましては、学校の先生方を対象にした、小・中学校の合同研修会ですとか、あと地域の方々、保護者の方々、それから児童生徒を含めた方々を対象にした講演会等を計画しているところでございます。以上です。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番(楠 浩幸) 予算の中にそういった講師に対する謝礼のような予算が入ってたと思うんですけども、地域との連携ということで、これは公開授業ですとか、あと合同の研修という形なんですけども、地域の一般の人たちも参画ができるでよろしいですか。分かる範囲で結構です。

○議長(加藤弘己) 教育次長。

○教育次長(岡本 聡) まだ研修会等は先生方向けに実施をしていながら、道徳教育に関して、情報の共有化というんでしょうか、そういうものを図っていくんですが、講演会等につきましては、地域の方々も可能な限りお招きできればというふうに考えているんですが、詳細についてはちょっとまだ定まっておきませんので、そのあたりはまた広報させていただきたいと思っております。以上です。

○議長(加藤弘己) 楠 浩幸君。

○9番(楠 浩幸) せっかくいい研究テーマですので、成果物としてというよりも、そこの前のプロセスでしっかりと地域の方と連携しながら、地域に開かれた学校運営につながる活動につなげていただきたいなというふうに思いました。質問を終わります。

○議長(加藤弘己) 以上で、9番 楠 浩幸君の質疑を終わります。

次に11番 吉田建二君の発言を許します。11番 吉田建二君。

[11番 吉田建二登壇]

○11番(吉田建二) 11番 吉田建二です。大きく2点ほど質疑をさせていただきますけども、いずれも同僚議員がさきに質疑をされ、答弁いただいておりますので、重複する部分がたくさんあるものですから、簡潔に質問させていただきます。

まず1点目の土木費、土地区画整理事業費でございますが、浜名湖西岸土地区画整理事業内の大倉戸茶屋松線にかかる工事費、これについてはさきの答弁の中で、組合に対しては県が補助する仕組みになっていると。こういうことから、市は県を通して行うということで理解をいたしました。

こういうような仕組みは、最近変更があったのか。従前からこういうような仕組みになっていたのか。そ

の点について一点確認をさせていただきます。

○議長(加藤弘己) 都市整備部長。登壇して答弁をお願いします。

[都市整備部長 土屋守廣登壇]

○都市整備部長(土屋守廣) お答えいたします。

先ほど吉田議員のほうから御質問がありました予算の流れについてでございますけれども、国庫補助、交付金を頂いて事業を行う組合の土地区画整理事業につきましては、予算の流れとしては、国の交付金は県が一括して受けて、県の補助金と市の負担金を入れて組合に補助するという流れは、従前からございました。今回、事業をやるに当たって、その点がちょっと認識不足というところはあったということで、今回組替えをさせていただくものでございます。以上です。

○議長(加藤弘己) 吉田建二君。

○11番(吉田建二) 1点目につきましては了解をいたしました。

2点目お願いいたします。

こうした組替えをすることによって、工事への進捗について、変動は生じないのか。この点について確認をさせていただきます。

○議長(加藤弘己) 都市整備部長。

○都市整備部長(土屋守廣) お答えいたします。

予算の計上時に事業スケジュール、特に今回の大倉戸茶屋松線の整備のスケジュールを考えておりましたけれども、そのときには令和2年7月末頃に組合の設立、その後8月に国庫補助金の申請、交付金の申請、それから10月に国からの交付決定を受け、11月に工事の入札及び契約を予定しております。その後、工事着手は12月を見込んでおりました。

現時点においても、7月末の組合設立に向けてのスケジュールについては遅れは生じておりません。

したがって、現時点では工事の進捗に影響はないものと考えております。以上です。

○議長(加藤弘己) 吉田建二君。

○11番(吉田建二) 工事に遅れはないということをお答弁いただきまして、安心をいたしました。

大きく次の質問をお願いいたします。

次は消防費、非常備消防費でございますが、これ

につきましても、消防団員の退職者が予測よりも多くあり大変だったということも、これも入団希望者が増ということということで理解をいたします。

入団希望者が多かったということは、特に呼びかけを行ったのかどうか。そこら辺について確認をさせていただきたいと思います。

○議長（加藤弘己） 消防長。

○消防長（杉浦昌司） お答えします。

呼びかけに対しましてですけれども、日頃の、先ほども申しましたけども、消防団の募集PRとか、その辺を重点的にやらせていただいたり、また新聞にも消防団の活動を載せさせていただいた。また湖西市の広報とか、そういったものにもPRとして載せさせていただいたという点が大きいと思っております。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 吉田建二君。

○11番（吉田建二） 日頃のPRが非常に効力があつたと、こういうことで答弁をいただきまして了解をいたします。

2番目については、入団者については定足数を満たしているということで先ほど答弁いただいておりますので、了解をいたします。以上で私の質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（加藤弘己） 以上で、11番 吉田建二君の質疑を終わります。

次に10番 佐原佳美さんの発言を許します。10番 佐原佳美さん。

〔10番 佐原佳美登壇〕

○10番（佐原佳美） お願いします。令和2年度湖西市一般会計補正予算（第4号）、議案番号48号について御質問いたします。

今、ちょうど同僚議員が全部、私が今補正予算で出しているところの3項目はお聞きしたところではありますが、まずは歳出の3款3項1目、補正額357万2,000円はおよそ何件分かというのは、先輩議員の質問のときに分かりました。ですが、ちょっとそこからですが、現在、4月、5月で62件の相談があるけれども、給付金決定したのは8件だという、少ない数なんですけれども、その理由というのは、収入減の割合が、減収率が高かったからという理由

なんでしょうか。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。登壇して答弁をお願いします。

〔健康福祉部長 竹上 弘登壇〕

○健康福祉部長（竹上 弘） お答えいたします。

相談者に対しまして申請件数のほうが少ないということなんです、相談者のほうにつきましては、延べ相談数なものですから、同じ人が何回か相談してるということもありまして、ちょっと多く感じるかと思います。

申請のほうにつきましては、今おっしゃったとおり、収入とか要件とかありますので、その中で要件を満たした方が申請されるという形になりますので、今現在で申請要件を満たした方が取りあえず12件来てるということで、その後その相談されてる中で要件に合えば、また申請のほうは増えてくるかと思えます。以上です。

○議長（加藤弘己） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） 分かりました。先ほど私が減収率が高かったからかと言いましたけども、要は下がり幅が少ない方が多く相談に見えたのかなということが、収入の範囲が大きな理由だというのは分かりました。そういう条件に合う方が今後あれば、昨年度4件だった扶助費を、10倍の40件用意しているということは理解いたしました。

では2番の支給期間が原則3か月ですけれども、更新2回までの計、連続で9か月、支給されることができんですけど、その方が経済状況が、コロナをきっかけとしたとしても、今後もその会社の状況等で家賃を払っていくのが困難だとか、そういう状況が続く方は、9か月をマックスとして支給しないという考え方ででしょうか。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） お答えします。

議員おっしゃったとおり、住居確保給付金の支給期間につきましては原則3か月となっております。この期間中に常用就職できなかつた場合には、2回まで延長できることから、最長9か月までとなっております。

したがって、9か月受給しても状況は改善されな

い場合につきましては、この住居確保給付金につきましては終了ということになります。ただ、そのような場合でありましても、引き続き生活困窮者自立相談支援事業というのがございますので、そちらのほうを活用して、就労支援員とともに就労活動を続けることは可能ですし、状況によっては生活保護の申請につなげるということもあります。以上です。

○議長（加藤弘己） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） 分かりました。ありがとうございます。

では、次の歳出の9款1項1目、消防団の退団者はということですが、退団理由を把握しているかという1番、2番についても、さきの議員の質問で分かりました。

では、今実際、定数から15名足りないというのは、全て女性団員ということでよろしいですか。

○議長（加藤弘己） 消防長。

○消防長（杉浦昌司） お答えします。

15名欠員は女性分団となっております。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） 広報等もますます行っていくということですが、やはり私たちも、これからコロナの関係で出前講座もどれだけ受けられるか分かりませんが、出前講座に来ていただくときも、女性消防団員の講師さんは、ちょっと親近感が持てたり、優しい雰囲気です。ぜひとも御努力をお願いいたします。

その次に参ります。

歳出の10款1項3目、これも先ほどから出ています白須賀小学校の文科省道徳教育の研究指定校となり、170万2,000円増額の報償費、普通旅費、消耗品費の内訳を教えてください。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えをいたします。

報償費につきましては、主に講演会・研修会等に招聘をいたします講師の謝金となっております。

旅費につきましては、主に講演会・研修会等に招聘する講師の旅費と、教職員の指導力向上を目的とした先進校視察等への旅費となっております。

消耗品につきましては、主に児童生徒が使用する副教材の購入と、教職員の指導力向上を目的とした書籍購入の代金、講演会・研修会等への資料の印刷に要するコピー用紙やインク代となっております。以上です。

○議長（加藤弘己） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） 今年度から指定校となって始めるのが年度途中で分かったから補正だと思うんですけども、今現在、こういうコロナ禍というところもあって、視察研修とはどのように行っていく予定ですか。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） お答えいたします。

議員おっしゃるように、コロナウイルス、先行きが少し見えない状況でございますので、県外等へ出かける、県外の先進学校へ出かけることを予定しておりますけれども、そのあたりは少し見極めをしながら進めてまいりたいと思います。

研究自体は児童生徒が考えて議論するような授業作りという、そういったことも研究の柱に置いてありますので、そういった授業作り、それから小・中・9年間を連携したカリキュラム作り、そういったことを、先行してできるものについてはそれを進めながら、先進地視察については少し様子を見ていきたいと考えております。以上です。

○議長（加藤弘己） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） 道徳教育というのが一般教科から離れてまた戻ったわけですね。多様性の時代で、価値観もいろいろなんですけれども、子供たちが、先ほどから小・中学校の教育理念とかテーマとかというのが、自立とか共生とか創造とかというのがテーマで、自主的に考えることができる子供さんということで、それは大いに共感するところですが、本当に子供の人権が守られるような教育というか、なかなか私たち社会の中でも、これが当たり前でしょということが、やはりその家はそれで当たり前だけど、隣のお家は当たり前じゃない場合とか、本当に難しい教科だと思うんですね。その道徳の中でも何に焦点を絞るかとか、そういうのというのは決まっているんですか。まだまだ全般、先進地を見て決める

ということですか。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（岡本 聡） どこに重点を置くかということにつきましては、そこまでは決まっております。今までの道徳につきまして、もう少し地域を含めて連携をしていきながら、児童生徒が世の中に出たときに、必要な生き方ですとか、そういった立ち回り方ですとか、そういったことを自分なりに育むことができるような形、全般的な道徳につきまして、研究を進めていく予定でございます。以上です。

○議長（加藤弘己） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） この指定校となったから170万2,000円増というのは、もちろん消耗品等ありますけれども、多くは、これから用意して、これから勉強するというところですが、本当に子供たちにとって9年間というものが、今後白須賀で手本となるようなものができて、市内全般にいい形で影響を与えるというか、同じような例を作っていけばいいと思います。本当に今、コロナ禍にあっても、子供たちが地域で時間を過ごしているときの在り方が、家庭によってすごく違って、苦情が来るというか、やはり3密の問題だとか、そういうものがあれだけテレビで言ってもなかなか学校がやらないだけに先生たちも言いにくい、道徳、道徳ですよね、これも本当に。クラスターになったら困るわけですが、本当になかなか難しいことではありますけれども、しっかりとシステムが、システムというか、みんなで本当に考えながら、今コロナ禍でまた世の中の価値観や生活スタイルも変わっていくという中で、そういうことも災害も含めて道徳教育をお願いしたいと思います。ありがとうございます。

○議長（加藤弘己） 以上で、10番 佐原佳美さんの質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項

の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第48号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手全員であります。したがって議案第48号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第9 議案第49号 令和2年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。初めに、10番 佐原佳美さんの発言を許します。10番 佐原佳美さん。

〔10番 佐原佳美登壇〕

○10番（佐原佳美） 10番 佐原佳美でございます。議案番号49号です。

では、質問文を読ませていただきます。

参考資料の概要に、令和3年3月からマイナンバーカードを健康保険証として利用することの周知を図るためにリーフレット等経費27万7,000円を増額とのことですが、変更理由と全国一斉にこれは行われることなのかをお聞きします。

○議長（加藤弘己） 市民安全部長。登壇して答弁をお願いします。

〔市民安全部長 小林勝美登壇〕

○市民安全部長（小林勝美） お答えいたします。

国は、令和元年5月に、マイナンバーカードを健康保険証として利用できる法改正を行いました。これは国保に限ったものではなくて、社会保険もそうですし、共済の保険もそうということでございます。

令和3年3月から全国一斉に健康保険証利用の運

用を開始する予定であることから、将来期待されるメリット等を御紹介して、マイナンバーカードの取得促進を図るために、令和2年度の保険証更新時に周知勧奨するよう国から要請があったものであります。

なお、この要請の通知があったのが令和2年3月ということでございましたので、当初予算のほうに計上するには間に合わなかったということがございまして、今6月定例会において補正予算で計上させていただきますものでございます。以上です。

○議長（加藤弘己） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） 今お答えいただきまして、国から今年の3月にお知らせが来たということで、もともとそういう方向性は示されていたけれども、知らせが来たんだよということを、これは全国的に同じということで、スタート時期はそれぞれ違うということになるのでしょうか。

○議長（加藤弘己） 市民安全部長。

○市民安全部長（小林勝美） お答えいたします。

先ほど答弁いたしましたように、国のほうからはそういった技術的指導というような形で来ておりますので、これは各市町村によって、もしかしたら考え方が違うかもしれません。今回その財源についても国が面倒見るといいますか、手当をしますよということで、保険証を公布するときに同封してほしいというようなことがあったので、その機会を捉えて、やろうという市町村はやってるかと思いますが、全ての市町村で対応してるかどうかというのは少し把握はしておりません。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） では、湖西市としての目標数値はありますか。いつまでに切り替えて、保険証として活用できるように切り替えようとか、それは国から示されているのでしょうか、その割合とかは。先ほどはかなりマイナンバーカード、作られてる人は少ないという状況でしたが。

○議長（加藤弘己） 市民安全部長。

○市民安全部長（小林勝美） 湖西市としての目標を明確には持つてはございませんが、国のほうは令和3年3月、今年度末ということになりますけど、

目標値として6割程度はもうマイナンバーカードを持っていて、医療機関もそういった施設設備を整えてる状態にしたいと。令和4年3月末については9割程度をしたい。令和5年3月には国民のほとんどがマイナンバーカードを持っていて、ほとんどの医療機関でマイナンバーカードを使った保険証を使う状態にしたいという目標を持っているというふうに聞いております。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） 国の方針は分かっているし、賛否両論、マイナンバーカードについてはいろいろありましたけれども、今もカードを作成してない、率が低いということが、国民の意思の表れかなという気はしてるんですけど、これに切り替えて誰が一番どういうメリットをもらおうのでしょうか。

○議長（加藤弘己） 市民安全部長。

○市民安全部長（小林勝美） お答えいたします。

誰が一番と言われるとなかなか難しいところではあるんですが、まず御本人、御本人につきましては保険証としてなりますので、例えば国民健康保険から社会保険に変わったですとか、ほかの保険証に変わったという場合には、割と新しく会社に就職して保険証を作ったりしますと、出来上がるのに、特に4月あたりですと1か月近くかかったりということがあって、ついつい古い保険証を医療機関で使ってしまったということがございます。そうしますと、後で手続をしなければいけないということが出てきますが、マイナンバーカードに登録、ひもづけをしてあれば、すぐにそれが保険証になりますので、間違った使い方をせずに済むということがございます。

それから、医療費の資格がスムーズにできるということ。それから薬局なんかでも使えるということになりますと、いわゆるお薬手帳を紙で持たなくても、そこでデータが確認できたりですとか、一人の方が複数の医療機関に通っていて、お薬をそれぞれからもらったときにダブるとか、そういったことがないということもあります。それから、高額医療とかそういったものの申請をする場合も、書類の持参が不要となりますので、御本人にとっては大分楽になるのではないかと思います。

それから、医療機関のほうにつきましても、保険の誤りとか、請求の誤りというものなくなってきましたので、事務のコストにもつながりますし、行政側も同じことが言えるかと思えます。行政というのは国保の場合は行政ということですが、ほかの保険者についてもそういったことが言えるかと思えます。

それから、医療費のたくさんかかっている方は、確定申告などで医療費控除なんかをされると思いますが、そのときの医療の情報がそこで使えることとなりますので、領収書をそろえなくても大丈夫だというようなメリットもございます。

今、説明をしますと、事務費とか事務の効率もよくなりますが、持つてる御本人にメリットがあるのではないかなというふうに思えます。

それから、先ほどちょっとマイナンバーの普及のほう、いろいろ言いましたが、国のほうはマイナンバーカードの普及の枚数もこういうふうを増やしていきたいということもありますし、医療機関のほう、カードリーダーといいますか、読み取る機械ですとかそういったものの整備をしていくという目標が、先ほど言った6割とか9割とかという目標というふうに御理解いただければと思います。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） 分かりました。情報がうまく活用できて、それこそ人が足らなくなる分の作業が効率よくするために国はしているんだとは思いますが、協力していけるように、また広報等もしていきたいと思えます、私自身も。

ただ、やはりいろいろな、今年の7月ですか、8月から保険証が切り替わるということで、後期高齢者と一緒ということで、毎年よりも早く新しい保険証が来るわけですけど、その中にそういうマイナンバーカードで健康保険証としての役割を果たせませよ、カードの作成手続きをしてくださというリーフレットを入れていくわけですけども、では8月に来ますね、新しいの。それは1年間有効あるし、今後はそういう、これまでの従来どおりの保険証は、国保の保険証は、どうなるんでしょうか。

○議長（加藤弘己） 市民安全部長。

○市民安全部長（小林勝美） お答えいたします。

先ほど言いましたように、マイナンバーカードを健康保険証として利用できるのは、令和3年3月から、運用は開始されますが、マイナンバーカード自体の普及、それから医療機関におけるシステム整備、これは機器の設置とかシステムの整備もしなければいけないので、これに時間がかかるのではないかなと。国のほうは6割を目標としてますけど、先ほどマイナンバーカードの普及から見ましても、まだ湖西市においても14%とか、全国的にもまだ2割まで届いてないような状況でございますので、ここからぐっと伸びて6割までというのはなかなか厳しいのかなというふうには感じております。

全ての方が切り替えるというふうにもなかなか考えにくいところもありますので、湖西市としては従来どおりの保険証、しばらくの間はというか、交付をしていくということになりますので、そのマイナンバーカードを持つてる方も含めて、今後も、来年以降も加入者全員に保険証を送りますので、それを引き続き利用いただけるということになります。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） 分かりました。私たちがマイナンバーカードだけ作って、保険証切り替えたよといつても、いつものかかりつけの開業医さんたちがまだ整備できてなければ、それは功を奏しないという、使えないということなので、高齢者やなんかも混乱せずに、これまでどおりの保険証もまだ当面は使うということは確認できました。

ありがとうございました。以上で質疑を終わらせていただきます。

○議長（加藤弘己） 以上で、10番 佐原佳美さんの質疑を終わります。

ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第49号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手全員であります。したがって議案第49号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第10 議案第50号 令和2年度湖西市公共下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第50号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手全員であります。したがって議案第50号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第11 議案第51号 令和2年度湖西市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第51号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手全員であります。したがって議案第51号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。再開は14時15分とさせていただきます。

午後1時56分 休憩

午後2時15分 再開

○議長（加藤弘己） 休憩を解いて会議を再開いたします。

日程第12 議案第52号 湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（加藤弘己） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第52号につきまして御説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大、幸い湖西市内では現時点において陽性、感染された方はいらっしゃいませんけれども、この新型コロナウイルス

感染症に関しまして、やはり地域の経済、例えば飲食店さんなりサービス業全般での売上げでの減少、また製造業中心とした産業での生産・受注の減少等々、地域の経済に大きな影響を与えております。

また、市民生活におきまして、例えば緊急事態宣言中におきまして、不要不急の外出の自粛でありますとか、また公共施設の一部の使用制限、これは今でも一部、現在続けさせていただいておりますけれども、こういった様々な影響を与えております。

そうしたことから、やはり市民の皆さんの気持ちに少しでも寄り添い、痛みを分かち合うとともに、新型コロナウイルス感染症対策の支援策、本日も補正予算、提案させていただいておりますし、またこれまでも累次様々な医療、福祉、経済対策、行ってまいりました。これはこれからもウイズコロナ・アフターコロナという中で、引き続きこうした感染症対策、そして経済対策は、引き続き行っていかねばならないというふうに思っております。

こういった一連の対策の支援策の一助となることを目的といたしまして、令和2年、今年ですね、今年の7月から9月までの3か月間におきます市長、副市長及び教育長の給料を、市長につきましては20%、副市長及び教育長につきましては10%をそれぞれ減額しようとするものでございます。

附則といたしまして、施行日を公布の日とするものでございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（加藤弘己） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第52号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手全員であります。したがって議案第52号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第13 議案第53号 湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会議務局長朗読〕

○議長（加藤弘己） 提出者に提案理由の説明を求めます。提出者、議会運営委員長 馬場 衛君。

〔議会運営委員長 馬場 衛登壇〕

○議会運営委員長（馬場 衛） 議会運営委員長の15番 馬場 衛でございます。

議案第53号 湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、説明をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策により、また影響により、市民生活や多種事業者への多大な不安と経済的損害を伴う地域経済の低迷が予測されます。

このような状況の中、市民生活への可能な限りの支援が求められていることから、令和2年7月1日から同年9月30日までの間の議員報酬の月額を減額する特例措置を行うため、改正するものであります。なお、施行日は公布の日からとさせていただきます。

簡単ですが、以上、提案説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（加藤弘己） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑のある方はございませんか。4番 三上 元君。

〔4番 三上 元登壇〕

○4番（三上 元） この議案について、私は、市長の減額の率と同じだろうというふうに勝手に考えておりました。市長も議員も選ばれた選挙によって

生まれた職でございます。給料の多い少ないはありますが、率であるならば、選挙で選ばれた者同士、同じ率にするものだとばかり思っていた私の常識が、間違っていたのかなと思ひまして、質問でございます。

なぜ、同じではないのでしょうか。以上です。

○議長（加藤弘己） 馬場 衛君。

〔議会運営委員長 馬場 衛登壇〕

○議会運営委員長（馬場 衛） お答えをさせていただきます。

それぞれ議員のお考え、個人的なお考えもあろうかと思いますが、先般の議員懇談会の中で、全体の中で、先ほど数字的なものは説明しなかったんですが、100分の10相当が適当であろうという、大方の方々の御意見を頂きましたので、今回そのような形を取らせていただきました。以上です。

○議長（加藤弘己） 三上 元君。

○4番（三上 元） 追加で質問なんです、たしか全員協議会のときに、ほかの議員、他の市の議会、または市長の意向等のバランスを取るといふようなことを言っていたような気がいたします。そのために、私は選挙で選ばれた議員と市長が同じ率ではないかとばかり思っていたんですね。副市長と教育長はある意味では責任ある三役として、それに多少の半分ぐらい追随するということは想像の範囲でありましたが、率が同じであるとばかり思っていた私が非常識だったのかなと、改めてちょっと疑問に思いながら質問をさせていただきました。以上であります。

○議長（加藤弘己） 馬場 衛君。

〔議会運営委員長 馬場 衛登壇〕

○議会運営委員長（馬場 衛） お答えであります。

とても非常識というふうなことは考えておりません。ただ、それぞれ議員の方々も御意見いただいた中で、今回の提案100分の10は適当であるというふうな判断の中で、今回上程をさせていただきました。採決については、それぞれ御自由でございますので、御判断いただければと思います。以上です。

○議長（加藤弘己） それでは、ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） それでは、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論終わります。

それでは議案第53号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手全員であります。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第14 議案第54号 令和2年度浜名湖西岸土地区画整理事業に係る河川付替工事（5工区）の契約締結についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（加藤弘己） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第54号につきまして御説明を申し上げます。

令和2年度、浜名湖西岸土地区画整理事業に係る河川の付替工事の5工区につきましては、去る6月3日、総合評価落札方式を用いた一般競争入札を執行いたしました。

その結果、株式会社水野組新居支店が落札をいたしましたので、1億9,613万円で工事の請負契約を締結しようとするものでございます。

なお、本工事につきましては令和3年3月10日の完成を予定するものでございます。よろしく御審議

を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（加藤弘己） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑のある方はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第54号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手全員であります。したがって議案第54号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第15 議案第55号 令和2年度湖西市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

なお、議案の朗読は省略いたします。

市長に提案理由の説明を求めます。どうぞ。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第55号につきまして御説明を申し上げます。

令和2年度湖西市一般会計補正予算（第5号）は、歳入歳出それぞれ1億2,528万3,000円を増額し、総額を281億3,121万5,000円にしようとするものでございます。

歳入といたしましては、国庫支出金、県支出金を増額し、繰入金を減額するものでございます。

歳出の主な内容といたしましては、新型コロナウイルスの影響を受ける市内経済の活性化のために発行する湖西市プレミアムつき商品券に係る事業費や、新型コロナウイルス感染症対策として避難所等の運

営に必要なパーテーションや救護所用に備蓄するマスク等を購入する事業費及びひとり親世帯の生活を支援するための臨時特別給付金に係る事業費を計上するものでございます。

詳細につきましては総務部長から補足説明をさせていただきますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（加藤弘己） 総務部長に補足説明を求めます。総務部長。

〔総務部長 山本一敏登壇〕

○総務部長（山本一敏） 補足説明をさせていただきます。

初めに、第1表の歳入歳出予算補正について、歳出から御説明させていただきますので、補正予算に関する説明書の6、7ページを御覧いただきたいと思っております。議案書は5ページ、参考資料につきましても5ページとなっております。

1款1項1目議会費の人件費の補正額は189万7,000円の減額で、新型コロナウイルス感染症対策の一助とするため、議員報酬を減額するものであります。

2款1項1目一般管理費の人件費の補正額は73万3,000円の減額で、議員報酬同様、新型コロナウイルス感染症対策の一助とするため、市長、副市長の給料を減額するものであります。

3款2項2目母子福祉費のひとり親世帯臨時特別給付金給付事業費の補正額は、人件費として50万円、事業費として5,280万円で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているひとり親世帯の生活を支援するため、児童扶養手当受給世帯等に給付する臨時特別給付金に係る交付金等を計上するものであります。

8、9ページを御覧いただきたいと思っております。

4款1項1目保健衛生総務費の災害医療対策費の補正額は50万円で、新型コロナウイルス感染症対策として、市内の救護所用に備蓄するマスクや防護服等を購入する消耗品費を増額するものであります。

7款1項1目商工業振興費の新型コロナウイルス感染症経済対策事業費の補正額は6,928万5,000円で、市内経済の活性化を図るため、市内でのみ利用可能

なプレミアムつき商品券を発行する委託料等を計上するものであります。

10、11ページを御覧いただきたいと思います。

ただいま申し上げましたプレミアムつき商品券の発行等、新型コロナウイルス感染症対策事業費に係る人件費の補正額は102万円で、事務の増加に伴う時間外勤務手当を増額するものであります。

9款1項5目地震対策費の地震対策関係経費の補正額は400万円で、新型コロナウイルス感染症対策として、避難所等の運営で必要なパーテーションや体温計等を購入する消耗品費を増額するものであります。

10款1項2目事務局費の人件費の補正額は19万2,000円の減額で、市長・副市長の給料同様、新型コロナウイルス感染症対策の一助とするため、教育長の給料を減額するものであります。

以上、歳出の補正額は1億2,528万3,000円の増額であります。

続きまして、歳入について御説明いたします。

補正予算に関する説明書4、5ページにお戻りいただきたいと思います。参考資料につきましては4ページとなっております。

15款2項2目総務費国庫補助金の補正額は1億475万9,000円で、新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援のために国から交付される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第一次分を計上するものであります。

3目民生費国庫補助金の補正額は5,330万円で、ひとり親世帯臨時特別給付金給付に係る事業費補助金5,000万円と、事務費補助金330万円を計上するものであります。

16款2項9目消費費県補助金の補正額は225万円で、救護所用備蓄品及び避難所等に必要資機材の購入費に対する地震・津波対策等減災交付金を増額するものであります。

19款1項1目財政調整基金繰入金の補正額は3,502万6,000円の減額で、新型コロナウイルス感染症対策を実施するために、今まで繰り入れてきた財政調整基金について、一部を繰り戻すものであります。

す。

以上、歳入の補正額は、歳出と同額の1億2,528万3,000円の増額であります。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（加藤弘己） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑のある方はございませんか。
9番 楠 浩幸君。

〔9番 楠 浩幸登壇〕

○9番（楠 浩幸） 9番 楠 浩幸でございます。議案55号です。一般会計補正の第5号について、何点かちょっとお伺いしたいなと思います。

まず1点目なんですけれども、7款1項1目商工業振興費です。新型コロナウイルスの感染症対策事業費なんですけれども、委託料が6,800万円計上されておるわけなんですけれども、この内訳を、分かる範囲で教えていただきたいと思います。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

〔産業部長 山本信治登壇〕

○産業部長（山本信治） お答えいたします。

6,800万円の委託料につきまして、予定としまして、一般枠のプレミアム商品券が3,500万円、子育て世帯特別枠として2,100万円、あと販売業務の委託ということで、湖西市・新居両商工会への委託をする分として、概算ではございますが1,000万円という形で予算請求をさせていただいております。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 委託先が商工会というふうに伺ったんですけど、これはもう決まり、随契というんですか、決まりですか。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

○産業部長（山本信治） どうしても湖西の商工会、新居の商工会に業務をお願いしなければできないところというのはございますので、そこらの部分は精査をした上で、商工会のほうにお願いをしていきたいというふうに考えております。

あと、今前提としては商工会のほうにということでございますが、あと業務として委託が、商工会側のほうも現実的に忙しいということも現実ありますので、そこら辺を配慮しながら、ほかのところ

委託ができるものがあれば、そちらのほうでやっていきたいというのは前提として考えております。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 今、答弁にありましたように、商工会のほうでも持続化給付金ですとか、あとサポート補助金の事業で、非常に負荷が高くなっているというふうに聞いております。品質がちゃんと確保できるかということも心配なところですので、うまくヒアリングを進めながら、ほかのところで委託先があれば、品質を確保しながらですけれども、やっていただきたいと思います。

もう一点。同じく7款1項1目で、人件費です。ここは内部のお話だと思うんですけども、102万円の予算が計上しているんですけども、何人工で何時間分の残業を見込んでおられるのかを伺いたいと思います。

○議長（加藤弘己） 総務部長。

○総務部長（山本一敏） お答えします。

実際には担当課、産業振興課になりますけど、その職員がまずは時間外を行う予定で考えております。ただ、そこで間に合わない場合につきましては、他課からの応援等で時間外発生する場合がありますが、原則としては、その係の2名分、1人につきましては管理職でありますので時間外が発生しませんので、2名分として、一人頭200時間、合わせて400時間の計算で102万円が出ております。以上です。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） この業務が、200時間というとかかなり大きな時間だと思うんですけど、何か月分くらいを見込んでの計画なのか、そこも少し伺いたいです。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

○産業部長（山本信治） お答えさせていただきます。

この先、休業要請協力金のほうはあらかじめ業務のほうは片づいてきております。今後、サポート補助金、エール補助金、バックアップ補助金、あとプレミアム補助金が出てくることと、あと合わせてセーフティネットの関係の業務も出てきますので、この

先、最終的には業務としては3月までということにはなりますが、今申請として考えさせていただいたものにつきましては、おおむね10月までが1人月30時間というぐらいの計算で、2名分で10月までが300時間で、その後、バックアップ補助金とあとプレミアム補助金が出ていってしまえば、若干業務としては楽になるだろうという予測をしながら、ましてあとそちらのほうから11月から3月ぐらいまでについては100時間という形、月平均で20時間、1人10時間の計算になります。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 限られた人数でやってみえると思うんですけど、先ほど総務部長のほうから、他部署からの応援というふうなお話もあったんですけど、他部署から応援をした場合の残業時間というのは、産業振興課のほうから元の部署に支払いが発生するという考え方ですか。この102万円の内訳の話ですけども、どうでしょう。

○議長（加藤弘己） 総務部長。

○総務部長（山本一敏） お答えします。

原則は全職員からの応援という形で、応援職員につきましては日給、勤務時間内での応援を想定しております。いわゆる今言った2名分というのは担当、その産業振興課の担当職員の時間外。ただ、今言いましたように、日中でも間に合わない場合には、そういう応援の職員も時間外を命令する場合がございますけど、それにつきましては産業振興課の中での時間外として支出をします。以上です。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 産業振興課の人件費の中から、例えば総務の職員さんに残業時間分が支払われるということでもよろしいですか。

○議長（加藤弘己） 総務部長。

○総務部長（山本一敏） そのとおりです。その業務に当たるところの支出となります。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） そうしますと、実際にこのコロナウイルス感染症対策の一つの事業としてのトータルの時間、かかった時間というのは、把握できるということでもよろしいですか。

○議長（加藤弘己） 総務部長。

○総務部長（山本一敏） 時間外としては当然記録として残ります。それ以外に応援の、お金には発生をしません、日中の勤務時間でありますので、当然そこは何名応援が来て何時間やったという形では記録しておりますので、把握はできます。以上です。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 負荷が非常に高くなると思われるものですから、しっかりコントロールしていただきたい。

最後にもう一点です。9款1項5目地震対策費です。地震対策関係経費で50万円ですか、計上があるんですけども、参考資料の中でいろいろな消耗品の購入というふうに伺ってるんですけども、段ボールのパーテーションなんか購入されるということなんですけれども、これ全ての避難所への対応なのかということと、あとそういうふうに今のコロナの対応というふうに考えたときに、安全距離を確保したときに収容数に変化がなかったりするのかなということとはちょっと危惧されるものですから、分かる範囲で教えていただきたいと思います。

○議長（加藤弘己） 市民安全部長。

○市民安全部長（小林勝美） お答えいたします。

積算の上では避難所を想定して、15か所の避難所ということで考えております。実際に置く場合に、今の避難所、小学校とか学校を中心に避難所がございまして、倉庫がございまして、そこには既にあるいろいろな機材が入っておりまして、全て入れ切れないのではないかなというふうに考えております。入れられる範囲で、または学校のほうで置場所があれば、そちらのほうに配置をしていきたいというふうには考えております。

入り切れない分については、新居の内山にあります旧の環境センターのところに防災用倉庫がございまして、入り切れない分はそちらに置くという予定をしております。

積算上は、まだ個々に一つ一つの避難所にどれだけ置けるということが計算というか、し切れてないものですから、新居小学校をちょっと例に、図面上ではありますけれども、一つの大きさが2メート

ル・2メートルという大きさのもののパーテーションを購入する予定でいますので、それを2メートル、間をとって配置した場合には、100個ぐらい置けるということで、あと保管場所のことを考えて半分、50個を予定しております。1つの避難所に50個、それを15か所ということで750個を購入するというように予定をしております。

最後のほうで質問がありましたとおり、やはりそれだけのことをしますと、平常といいますか、このコロナがなかったときに比べましたら、そこに避難できる人数というのはやはり少なくなってくるということが想定されます。その後のことといいますか、まだソフトといいますか、そういったことについては詰め切れてはないんですが、教育委員会との話の中では、避難所を今まず、最初は体育館ということになりますけど、体育館がいっぱいになった場合には教室のほうを貸してもらおうということで、順番に開けていくということには話ができておりますので、そこをどのように開けていくかということを検討する必要がありますかと思えます。

また、今回体温計も買わせていただくので、受付をしたときに、熱っぽいですとか、体調が不調だということがあれば、体育館のほうというよりは、別の入り口から、例えば普通教室のほうのこの部屋にということで誘導する必要が起るかと思えます。

その詰めがまだできていないところでございます。今、県のほうでも、そのガイドラインということになっておりまして、市町村の意見も聞かれているところでございますので、それが出来次第、湖西市のほうの避難所運営マニュアル共通編のほうを修正なり、新たにそのマニュアル的なものをつくっていかねばいけないというふうに考えてます。

その後は各避難所の運営協議会のほうで具体的に、うちの避難所はどうするかというのを検討していただくというふうになるかと思えます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） これからまた協議をいただくということで分かりました。質問を終わります。

○議長（加藤弘己） ほかに質疑のある方。17番 神谷里枝さん。

〔17番 神谷里枝登壇〕

○17番（神谷里枝） 17番 神谷里枝。議案第55号 一般会計補正予算（第5号）について質問させていただきます。

まず、説明書の5ページでありますけども、歳入のところにおいて、新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金が1億4,075万9,000円で、これが先ほどの部長の説明で、第1次分ですよということですけども、この第1次分に関しては、これが交付限度額だったんでしょうか。

○議長（加藤弘己） 企画部長。

〔企画部長 鈴木 徹登壇〕

○企画部長（鈴木 徹） お答えをいたします。

国から示されました交付金の積算根拠ということですが、積算における基本、これは国のほうから通知を頂いておるんですが、基本の部分は人口、それから財政力、感染状況、そういったものから割り出すということでございます。

算式としましては、基準単価の4,800円に人口、これは平成27年の国勢調査、その人口を用いるということで5万9,789人でございます。基準単価の4,800円に人口を掛けた数値に、幾つかの指数を掛けたものが交付金となっているということでございます。

この指数でございますが、静岡県感染者数割合の指数、それから保健所設置市か否かにかかる指数、また、人口にかかる指数、財政力にかかる指数などがありまして、これらに加えて内閣総理大臣が別に定める乗率というものもございまして、それら、かなり複雑な計算になるわけですが、掛け合わせたものから導き出されたものが今回の交付金というふうになっております。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 丁寧な説明、ありがとうございます。

そういった数式によっては引き出された数字がこれであるので、第1次の交付金に関してはこれが限度額でしたよという、そういう解釈でよろしいです

ね。

○議長（加藤弘己） 企画部長。

○企画部長（鈴木 徹） そのとおりでございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） そうしますと、第2次とかも出てくるとは思うんですけども、そういったときにもこういった数式で計算されてくる、また変わるんでしょうか。その辺、もしお分かりであれば。

○議長（加藤弘己） 総務部長。

○総務部長（山本一敏） まず、国のほうの第1次補正の中で、全国1兆円の中のものが、湖西市の場合、1億400万が割り当てられました。現在、国の2次補正の中で、今度2兆円がまた上乘せになりました。その内訳については、まだ決まったばかりでありまして、どういうものという詳細が来ておりませんので、湖西市としてはなるべくそれに充てられる事業を当然考えていきたいという形で思っております。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） その件は承知いたしました。

次に移らせていただきたいと思います。

同じく5ページのところで、基金繰入金で3,502万6,000円の繰戻しがありますよということですけども、今までコロナ対策として、財政調整基金取り崩してきてるのが全部で、間違っていたら申し訳ないんですが、2億7,937万1,000円ぐらい、財政調整基金から繰り出しているように思うんですけども、その中で今回この金額を繰り戻すということについて、少しこの3,500万の内訳といいますか、もしそういうものがあるのであれば、お願いしたいと思います。

○議長（加藤弘己） 総務部長。

○総務部長（山本一敏） 現状、今回の1億400万、国のものを歳入として受けましたので、今の2億円、財政調整基金の繰入れですね、そこからそれを引いて、差引き分をこの3,500万円という形になったんですが、実際にはまだ県の交付金等もあるものですから、最終的な数値は、財政調整基金が幾らになるかというのは、この時点ではまだ分かっておりません。

ただ、ちなみに令和2年の3月31日、末で財政調

整基金の残高、これが32億円ほどありました。今回、決算積立てを行いますので、それも含めまして今まで支出した等を入れますと、現時点では30億4,500万円ほどの残高になっております。先ほど申しました、また国の臨時交付金等もあるものですから、そこら辺を踏まえてくれば、もう少し戻しができるかなというふうに考えております。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） いろいろこういった臨時的な支援策を打ち出すには、やはりこの国・県も合わせ、財政調整基金を取り崩して対応しなければならぬということも重々承知はしてるんですけども、今湖西市が打ち出しているいろいろな支援策に関して、ある程度財政課なり、財政を抱えている部門または市長として、どの程度の許容額といたしますか、どのくらいまではつぎ込んでいっても大丈夫である、そんな試算を持ちながら対応されているのでしょうか。

○議長（加藤弘己） 総務部長。

○総務部長（山本一敏） 財政課としては、常にこの財政調整基金の動き等を見ております。現実、今年度の事業におきましても、延伸したもの、また停止したものもございます。来年度以降におきましても、今現時点でやめる云々という、事業ヒアリング等を行っておりますので、その中で必要額に関しましては確保するような形で予算を組んでいきたいと思っております。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） ありがとうございます。もし、市長のほうで何か御発言があれば。

○議長（加藤弘己） 市長。

○市長（影山剛士） お答え申し上げます。

当然、今日の補正もそうですし、過去これまでというか、この数か月間、様々な支援策させていただきました。これ本当に緊急事態宣言の中で行うべきものであったり、今のウイズコロナだとかアフターコロナの中で、医療だとか経済だとかのために行うもの、様々あるかと思えます。

それで、額はもちろんそれぞれが目的をもって行う予算でありますので、所要の額をとということにな

りますけれども、今総務部長も言ったとおり、これまで国の今の臨時交付金とか県も含めてですけれども、それも少しは当てにしますけれども、最後は結局それで足りるとは思えませんので、市の財政調整基金から繰り入れていくことになるかと思っています。

ただ、これも有限でありますし、今年、今まさに経済対策等々行ってますけれども、今年よりも多分、非常に危惧しているのは来年の、今年もそうですけれども、今年から来年にかけて、もしくは再来年まで続くかもしれませんけれども、やはり産業、税収ですね、製造業を中心とした税収減が非常に、リーマンショックのときの10億円単位のような減収といえますか、税収減があると、これはこの新型コロナ対策だけではなくて、通常の市民サービスの予算すら組めないというか、今までどおり組めはしないということを非常に危惧しておりますので、当然、コロナ対策に関しては、額は正直、幾らだというもの、感染状況だとか様々なこれからの秋冬に備えてのことでもありますので、想定は具体的に幾らということはおしりませんし、所要額というふうに考えておりますけれども、税収減ということ今年から来年以降にかけて踏まえた上で考えていかなければいけないというふうに、非常にそこは固めに見ないと、来年特に、今年から来年以降にかけての通常の予算、市民サービス、職住近接だとかそういったものも含めて、非常にそこは市民の皆さんにも、新型コロナ対策と別途、厳しいことをお願いしないといけないということも今は考えております。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 分かりました。ありがとうございます。

では、次の質問に移らせていただきたいと思います。

説明書の7ページでひとり親、3款2項2目ですけども、これはまず、何世帯分ぐらいを想定された数字なんでしょうか。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） お答えいたします。

ひとり親世帯臨時特別給付金の算定でございますけれども、一応、ひとり親世帯の世帯数ですが、これなかなかちょっと把握のほうに難しく、一応平成22年の国勢調査のデータでいきますと、ひとり親世帯456世帯というデータがあります。それからもう10年ぐらいたってますので、大体500世帯ぐらいという見込みをちょっと踏ませていただいて、対象になるのは500世帯ということで算定のほう進めてきました。

このうち、今年の6月分に児童扶養手当を受給している世帯としては278世帯を見込んでおります。これにつきましては数字を確定してはありますが、残りの500世帯から278世帯を引いた222世帯につきまして、どのくらい申請があるかというのはちょっと把握はできませんけれども、大体多めに見させていただいたということで、最終的に給付金のほうは5,000万円のほう算定させていただきました。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） おおむねの数字分かりました。

これ、委託料も掲載されていますけれども、どこへ委託されるのでしょうか。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） こちら、委託先のほうはまだ決定してないですが、基本的には子育て支援課のほうで児童扶養手当等、取り扱ってる業者のほうに委託するような形になるかと思っております。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 分かりました。

では、この申請期間はいつからいつぐらいになる予定なのでしょうか。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） 申請期間につきましては、現在、児童扶養手当をもらっている世帯につきましては一応うちのほうで把握できてますので、そちらのほうに今回の給付金をもらうかどうかという確認をすることありますので、その受給の拒否届等というのを送らせていただいて、それで送られてきた方については、給付のほう外させていただきます。

す。

それがなかった場合には、特に申請のほう不要なものですから、そちらにつきましては、事務処理的には8月ぐらいをめどに支払いなさいよということで国のほうから指示がされてますので、準備を進めていきたいと思っております。

それ以外につきましては、全て申請を受けて給付になりますので、そちらのほうにつきましては、こちらの補正が通ったら随時準備のほう進めていきまして、支払いにつきましては早くても9月以降になるかと思っておりますけど、なるべく早く準備のほう進めていきたいと思っておりますが、なかなか国のほうもまだ細かい制度設計というんですか、資料も来てないものですから、それをちょっと確認しながら、なるべく早く進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 分かりました。ありがとうございます。

国保の関係の書類も来たり、本当に受け取る側も大変で、いずれにしましても、午前中にも申し上げましたが、理解しやすいような、また資料添付などをお願いしたいと考えております。

次の質問に移らせていただきます。

9ページになります。4款1項1目のところで、市内3か所の救護所に救護所用の備品を購入ということですが、これは市内3か所に配分して保存するのか、1か所に集めて保存しておくんですか。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） 一応救護所は市内3か所、湖西病院、浜名病院、新居幼稚園を予定してはありますが、備品につきましては、すみません、ちょっと今資料を確認させていただきたいと思っております。すみません。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） 申し訳ありませんでした。

備蓄につきましては、それぞれ3か所の場所で備蓄のほうさせていただくということになります。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） それぞれのところ、この50万円分を何らかの形で分けて保存しておくということで、取りあえず承知いたしました。

では次、7款1項1目、感染症経済対策で市独自のものが打ち出され、全協等でも資料の配付をいただいております。

その全協の資料を見させていただいて、ちょっとお聞きしたいなと思うんですけども、まず、1,000円券12枚で1セットとあるんですけども、これ、例えば500円券を作るとかそういったことはお考えにはなりませんでしょうか。考えていただくと、例えば使える期間が5か月程度ということですけども、例えばですけども、白須賀からデマンドタクシーなんか使った場合、700円でしたか、何かそんなような金額だったと思うんです。この商品券の場合は多分釣銭が出ないと思うので、1,000円だと。だからタクシー会社が申し込んで認められれば、そういったものも使えるようになるので、もうちょっと細かい配慮があっても、金額設定にですね、いいのかなというふうに思ったんですけども、まずその点、いかがですか。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

○産業部長（山本信治） お答えします。

おっしゃるとおりに500円券ですとか100円券ですとか、そうやって細かく割れると、例えば子供さんが使えるじゃないか、子供がそれを持って近くのお店に買いに行くこともできるじゃないかというようなお話も出ました。そういうお話もありましたが、今回の場合、ちょっと1,000円券としてさせていただきたいというような結論にさせていただいた結果でございます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） そういう意見もあったという。何でその細かい配慮は排除されたんですか。手続が複雑になるからということなんですか。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

○産業部長（山本信治） 取り扱う紙の量とかそういうような部分、増えてくるということで、ベースで考えていたのが、昨今までありましたプレミアム

商品券でございましたので、そちらのほうの1,000円券をベースに考えさせていただいたのが現実でございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） でも大きな目的が、落ち込んでいる経済の下支えという、細かい配慮をしていけば、そういった先ほど申し上げたような内容も本当は採用していてもいいのではないかなという気はしないでもありません。

では、同じところなんですけども、利用可能店舗というのが登録した店舗ということなんですけども、これはどういった形で募集をされるのでしょうか。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

○産業部長（山本信治） お答えさせていただきます。

主に両商工会を通じて希望される店舗のほう打診をかけていきたいというふうに考えておりますが、併せてウェブサイトと、あとチラシなんかも活用しまして、利用できるお店のほうの募集をさせていただきたいと思っております。また、できれば同じ業種の方々がちょっとグループ組んでいただいても、ちょっとその商売頑張りたいというような格好でなっていくことができれば、なおさらいいかなというふうに思っておりますので、なるべく多くの方に知らしめるがため、ウェブ、チラシ等々を活用していきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 商工会に登録している人たちはいいですし、あとはウェブサイトとかチラシと今答弁があったわけなんですけども、やはり1万セットしか販売がないわけなんですけども、より多くの方に有効的に使っていただく。例えば美容院とか床屋さんとか、何ならガソリンスタンドでも使えるといいのかなとか思ったりするものですから、やはり商工会以外のところにも十分気配りをしたPRをしていただきたいというふうに考えますが、対応していただけますか。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

○産業部長（山本信治） 議員おっしゃるとおりに、

なるべく広い範囲で使えるような形のものを進めていきたいというふうに考えておりますので、そのやり方として、またいろいろ少しでもアイデアが頂けるものでしたら、また皆様方からも頂きたいと思えますし、こちらのほうも積極的にそういうことは打ち出していきたいと思っております。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） ありがとうございます。

では、ここに関しては最後になりますけども、購入引換券で対応していくということでしたけども、市民サイドにとっては、この購入引換券の申込みというのはどういった方法になるのでしょうか。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

○産業部長（山本信治） 大変申し訳ありませんが、今の時点でこうやってやっていくということまで決め切れておりませんので、また改めてそれについては周知ができるような体制を取りたいと思います。

また、両商工会さんですとか、そちらのほうとの調整をとりながら、実際に引換えができる形のもの、3密云々ですとか、感染拡大のことございますので、それに対応しながらということに当然なりますので、そこを配慮しながら進めていきたいというふうに考えております。また改めて御説明のほうさせていただきたいと思えます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 分かりました。

では、最後に11ページの9款1項5目のところの地震対策関係経費です。

先ほど御答弁もありましたけども、15か所のこれは指定避難所にパーテーションとか非接触体温計、アルコール消毒等をそろえていきたい。これはあくまでも県が2分の1負担してくれるということだと思っておりますけども、それ以外のところになかなかパーテーションというところへ行くと場所も要るかもしれないんですけど、非接触体温計とかアルコール消毒液とか、そういったものはあっても邪魔にならないかなと思っておりますけども、そこら辺への対応は今回は、なぜ検討されなかったのでしょうか。

○議長（加藤弘己） 市民安全部長。

○市民安全部長（小林勝美） お答えいたします。

今回購入は、避難所というのがやはり大きな災害になったときには長い生活の場となりますので、そこを中心に考えましたが、先ほど言いましたように、全ての避難所に多分配置ができない。置き切れないと思えますので、内山の倉庫に入れます。それで、昨年19号のときに避難場所、地区の公会堂とかにも避難された方がいらっしゃるものですから、できれば、それこそ避難場所に避難する場合は、1日から長くても2日程度となると思えますので、自分ですべての防衛はしてもらったり、地区で考えていただきたいとは思っているんですが、それでもやはり仕切るものが欲しいよと、ないよということであれば、今回購入する予定のものを配置するというのも考えております。

非接触型の体温計も、一応各避難所に2個ずつということで30個購入する予定ではあるんですけど、まず、これも2つで十分かというところではないというふうに思っていますし、まず1個ずつは配置はさせていただくんですが、ほかには防災センターなりに置いておいて、土砂災害の避難場所が必要とあれば、そちらへ持って行って利用していただくということも考えております。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 取りあえず積算根拠の中の数字をそろえておいて、必要であるとなった場合にはそちらへも回していくということなんですけども、私はせっかく県が2分の1出してくれるということであれば、これまだ追加もあるのかどうか分かりませんが、そういった公会堂とかそういうところへも、数を計上してもよかったのではないかなと思っておりますからお聞きしてみましたけども、そういったことは無理だったのでしょうか。

○議長（加藤弘己） 市民安全部長。

○市民安全部長（小林勝美） お答えいたします。

国のほうからも避難所について、今回のコロナの対応の対策を考える必要があるよというような指示といいますか、指導といいますか、が4月になってから通知が参りました。あくまでも避難所ということではあったんですが、湖西市の場合は避難所と避難場所、土砂災害の避難場所というのは別だったり

するものですから、全て配置すると言えやはり50とか40ということになってくるんですけど、今度発行する広報こさいのほうにも、昨年の19号の影響で、土砂災害の人の避難場所は分かるよと、土砂災害の指定区域以外の方が台風のとくにどこに避難したらいいの、決められてないよねということがあったので、台風の場合には、ちょうど中学校区ごとに一つずつの場所も今回指定をさせていただいて、土砂災害の地区でない方にもそちらへ避難をできるようにということで、案内をさせていただきました。

それごと合わせて、今回のコロナ対策も自分たちで何とか対応してほしいということで、避難場所に避難するときには、今までどおり例えば水とか食料、それから場合によっては毛布ですとか、自分の持病の薬は持って行ってもらいたいですけど、これに合わせてマスク、コロナ対策用ということでマスク、それから体温計、できれば消毒液とか、そういったものもできるだけ持ってきて避難をしてくださいという呼びかけをさせていただいております。

ただ、これ風水害というのが、我々としては局地的な豪雨というものもあるんですけど、台風というのを想定しますと、何日か前から予測もできるし、何回か前のときにマイタイムラインをつくって皆さんにやってもらったらどうだということで一般質問もいただいた中で、そういった広報させていただいておりますので、自分でできることは自分の命を自分で守ってほしいというのが一番の思いです。そこで不足があれば、公助ということで市のほうも対応するというつもりはもちろんございます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 分かりました。やはりいろいろなことを含めて、自助を最優先に取り組んでほしいということだろうなということを再認識いたしました。以上で私の質疑、終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（加藤弘己） ここで暫時休憩といたします。再開を15時40分とさせていただきます。

午後3時22分 休憩

午後3時40分 再開

○議長（加藤弘己） 休憩を解いて会議を再開いたします。

議案第55号の質疑を続けます。質疑のある方はございませんか。15番 馬場 衛君。

〔15番 馬場 衛登壇〕

○15番（馬場 衛） 15番 馬場 衛でございます。議案第55号 補正予算（第5号）について質問させていただきます。

1件だけ、プレミアム商品券関係の質問させていただきます。

今回、2万5,000世帯のうちの1万世帯を対象に、プレミアム商品券を、大変市内経済の活性化で思い切った施策だというふうに感じております。そんな中で、特に1万世帯を対象、一般7,000世帯の、子育て3,000世帯、そんな中でも子育ての全体の世帯数、3,000世帯というのは何%になるのか、それと1万世帯を対象にした根拠、その2点をまずお伺いをいたします。

○議長（加藤弘己） 産業部長。登壇してお願いいたします。

〔産業部長 山本信治登壇〕

○産業部長（山本信治） お答えいたします。

子育て世帯ということで3,000世帯の根拠でございます。4月末現在で、18歳以下の人口がおおよそ9,500人になります。概数でございます。9,500人程度になります。それがまず一つございましてということと、あと、平成27年度の国勢調査の中に、そのときの国勢調査の世帯数が2万2,526世帯ということになります。そのうちの中で18歳以下の世帯が5,715世帯になります。この比率につきまして大体25%になります。今回の令和2年4月現在の世帯数自体は2万4,639世帯。それで先ほど言った25%を掛けますと、大体6,000世帯になります。その中で、先ほどの変換率等を考えたときに、おおむね40%程度というところのベースで考えましたときに、3,000世帯という格好の数字をまずは出させていただきました。

それから、1万世帯ということでございます。1万世帯につきましては、先ほど言いましたおおむね

2万4,000世帯の中で、先ほど言う40%の変換率、今までの実績の中で上げてきた、交換、買われた購入者の数が大体おおむね40%というところになってますので、全体的にはそれを40%掛けておおむね1万世帯ということで計算をさせていただきました。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 馬場 衛君。

○15番（馬場 衛） 分かりました。子育て世帯については大体40%ということで、半分ぐらいになるんじゃないかなと思いますけど。

ただ、2万5,000世帯、大体大まかなところで、そのうちの40%という過去のプレミアム商品券の、前回ちょっと対象が限定されたところがあって、低調だったという。全国でも27%行かないぐらいでしたかね。そんな中で今回思い切った政策としては大変市民の方も期待してる部分もあろうかと思えますし、特に市内の大型店でなしに小型店の方に、個店の方にしっかり行き渡るためには、先ほど神谷議員からも、プレミアム商品券も1,000円でなしに、せめて子育て世帯、2,000円以上乗せする部分については500円券ぐらいの配慮をしていただいて、それが効果につながってくると私は思います。まだ時間ありますので、そういった検討も、商工会の御意見等も頂いてもいいし、ほかの方の意見も頂いてもいいと思いますので、やはり効果のある税金の使い方というか、そういったところもしっかりと考えていただきたいと思います。

私のところで、今回のこのプレミアム商品券の政策についてはかなりの期待を持たれる方もおりますが、その全体の1万世帯を超えた場合、追加というのはお考えあるか、ないか、それだけお聞かせください。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

○産業部長（山本信治） 今、3,000世帯と7,000世帯という形でお知らせをさせていただいておりますが、一応目安という形で考えています。希望される方が多ければ、予算措置等、また改めてお願いさせていただきますして、希望される全員の方が購入できるような形を取りたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 馬場 衛君。

○15番（馬場 衛） ありがとうございます。

とにかく、せっかくやる事業でございますので、市内に効果の上がることを期待しております。質問終わります。

○議長（加藤弘己） ほかに質疑のある方はございませんか。10番 佐原佳美さん。

〔10番 佐原佳美登壇〕

○10番（佐原佳美） 議案第55号 湖西市一般会計補正予算（第5号）の質問です。

歳出の4款1項1目保健衛生総務費、災害医療対策費ですけれども、市内で、湖西病院、浜名病院、新居幼稚園でしたか、そういう災害時の拠点3か所、救護所に備蓄品を分けるという、50万円分のを分けるということですが、あるといたら1か所しかあれですけれども、なかなか市から備蓄品の補充がないんだよという話も聞いてたところで、これはうれしい話だとは思いますが、新居幼稚園は医療従事者がそこに常駐しているわけではないんですけど、同じようなものを3か所に分けるのか、どういうふうになるのでしょうか。ちょっと今さらですが。すみません。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

〔健康福祉部長 竹上 弘登壇〕

○健康福祉部長（竹上 弘） お答えいたします。

先ほどの神谷議員の答弁の中で、備蓄品につきましては一応3か所に配置するということになってますけど、物によって、全て均等に同じ物を置くというわけではなくて、例えばマスク等は、やはりちょっと傷みやすいというですか、しっかり湿気がないようなところに保管したほうがいいということがあるものですから、一部につきましてはおぼとのほうで保管してあるものはあります。そういったことで、全て均等にそれぞれ同じ数だけとかそういった形の配置のほうちょっと考えておりませんので、ちょっと場所によって物の多い少ないはあろうかと思えます。以上です。

○議長（加藤弘己） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） では、当然のことでいいのか分かりませんが、防護服とか、新居幼稚園へ持

って行っても、誰が、コロナに感染してるであろう人たちに対しての受付をするのかとか、そこら辺もこれから県のガイドラインも示されてくると、必要なかもしれませんけれども、今回は消耗品ということですが、また差を付けたり、新居幼稚園についての救護所というところの医療従事者のフォローアップとか、そういうようなことも今後は考えながら、予算はついてもそれをしっかりと使える人員を配置していくような体制もとっていただければと思います。以上です。ありがとうございました。

○議長（加藤弘己） ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） それでは、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論終わります。

それでは議案第55号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手全員であります。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 以上で本日の日程は終了いたしました。

それでは、これにて会議を閉じ、令和2年6月湖西市議会定例会を閉会といたします。お疲れさまでございました。

午後3時51分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 加 藤 弘 己

署名議員 二 橋 益 良

署名議員 柴 田 一 雄